

ブラックロック・ ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／累積投資可能

投資信託説明書（目論見書） 2008.4

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。



BLACKROCK

この冊子の前半部分は「ブラックロック・ゴールド・ファンド」の交付目論見書、後半部分は「ブラックロック・ゴールド・ファンド」の請求目論見書です。

ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／累積投資可能

投資信託説明書（交付目論見書） 2008.4

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ブラックロック・ゴールド・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 4 月 28 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 4 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。
4. 当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第 13 条第 2 項第 2 号の規定により請求目論見書を作成しております。請求目論見書は投資家から請求された場合にお渡ししています。なお投資家の皆様も自ら交付請求をしたことを記録しておいてください。（請求目論見書に記載されている情報については、委託会社のホームページ、E D I N E T（電子開示システム）等の手段によっても入手することが可能です。）

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発 行 者 名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 有田 浩之
本 店 の 所 在 の 場 所	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サピアタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

ブラックロック・ゴールド・ファンド お申込み前の重要な事項のお知らせ

下記の事項は、この投資信託(以下「ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい重要な事項をお知らせするものです。お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、当ファンドの内容をご理解の上、お申込みください。

● ファンドのリスクについて

ファンドは、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

ファンドの主な投資リスクとして、「金鉱株式およびその他鉱業株式への投資のリスク」、「特定業種への投資リスク」、「為替変動リスク」、「中小型株式投資のリスク」、「カントリー・リスク」、「オプション、先物、その他投資手法のリスク」等があります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」をご覧ください。

● ファンドに係る手数料および費用等について

直接ご負担いただく手数料

■ 申込手数料

お申込受付日の翌営業日の基準価額に3.15%(税抜 3.00%)を上限として、販売会社が独自に定める率を乗じて得た額。

※詳しくは販売会社にご確認ください。

■ 解約手数料

ありません。

■ 信託財産留保額

ありません。

ファンドを通して間接的にご負担いただく費用

■ 信託報酬

ファンドの純資産総額に対して年2.10%(税抜 2.00%)の率を乗じて得た額。

■ 諸費用

目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用、ファンドの財務諸表監査に関する費用等の諸費用について、ファンドの純資産総額の年0.105%(税抜0.10%)を上限として、ファンドから支払うことができます。

■ その他の費用

信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用等についてファンドから支払われます。

(その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。)

当該手数料および費用等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

投資信託説明書（交付目論見書）

目 次

	頁
ファンドの概要	1
第一部 証券情報	17
第二部 ファンド情報	20
第1 ファンドの状況	20
1 ファンドの性格	20
2 投資方針	30
3 投資リスク	40
4 手数料等及び税金	43
5 運用状況	47
6 手続等の概要	52
7 管理及び運営の概要	56
第2 財務ハイライト情報	61
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	66
第4 ファンドの詳細情報の項目	68
約款	69

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があります、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

－ ファンドの概要 －

本概要は、本文の証券情報、ファンド情報等を要約したものです。お申込みの際には、本文をよくお読みいただき、当ファンドの内容を十分ご理解のうえ、お申込みください。

ファンドの名称	ブラックロック・ゴールド・ファンド (以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型(一般型)／累積投資可能
ファンドの目的	信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。
主な投資対象	南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心に その他鉱業株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	株式・外貨建資産の投資割合に制限を設けません。
運用指図の権限委託	当ファンドは株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限をブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託しております。
信託期間	無期限(設定日:平成15年2月25日)
決算日	1月27日(休業日の場合は翌営業日)
申込期間	平成20年4月29日から平成21年4月27日まで ※ 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
申込単位	一般コース……………1万口以上1万口単位 累積投資コース………1万円以上1円単位 販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。 →詳細は販売会社へお問い合わせください。
申込価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
申込手数料	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。 ※ 申込手数料には、消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています(以下同じ)。 →詳細は販売会社へお問い合わせください。

解 約 単 位	一般コース……………1万口以上 1 万口単位 累積投資コース………1口以上 1 口単位 販売会社によって上記と異なる解約単位を別に定める場合があります。 →詳細は販売会社へお問い合わせください。
解 約 価 額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
解 約 手 数 料	ありません。
信 託 財 産 留 保 額	ありません。
申 込 ・ 解 約 の 受 付 時 間	午後3時(半日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日のお取扱いとします。 ※ オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)の休場日には販売会社の営業日であってもお申込み・ご解約は受け付けません。 →詳細は販売会社へお問い合わせください。
収 益 分 配	毎決算時、原則として収益分配方針に基づき分配を行います。 <一般コース>の場合、収益分配金は決算日から起算して5営業日以内にお支払いを開始いたします。 <累積投資コース>の場合、収益分配金は税引後、全額自動的に再投資されます。
信 託 報 酬	信託財産の純資産総額に年2.10%(税抜2.00%)の率を乗じて得た額 ※ 信託報酬には、消費税等相当額が含まれています(以下同じ)。

委託会社の照会先は…

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648
 (受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)
 ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

ファンドの特色

1

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象とします。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。

なぜ金鉱株等に投資するのでしょうか？

委託会社では、金鉱株等への投資には3つの魅力があると考えています。

1. 金と金鉱株の魅力
2. 金価格の変動による収益機会をダイナミックに追求
3. 分散投資効果

1. 金と金鉱株の魅力

◆人類と金の付き合い

人類と金との付き合いは、紀元前 5000 年前、古代エジプトの時代にまでさかのぼることができます。決して錆びることのないこの金属は、太古の昔から世界中の国々で最も貴重な物質として重宝され、今でも多くの人から宝飾・装飾品として使われています。また貨幣経済の発達と共に、貨幣としての役割を担っていた時期もありました。

金の供給源は主に鉱山からの採掘ですが、その産出量には限りがあります。そのため金は希少性が増し、常に普遍的な価値を保ち、宝飾品といった需要があります。近年、金はその高い延性・導電性から工業加工品に使われる金属としての需要のみならず、投資としての金需要が高まりつつあります。



◆金投資の特徴

現物の金は発行体を持たない、国にしばられない実物資産であると考えます。株式や債券等の他資産との連動性が低く、世界情勢が不安定になった場合でも値動きが異なります。

一方、金を保有する場合、その重量から持ち運びが不便で、保管料、鑑定料等の諸費用がかかる点や、株式・債券のような配当・利子がつかず、価格上昇の値上がり益のみしか得られない点も特徴的です。

◆金鉱株を通した収益機会

現物の金に直接投資する他に、金の採掘・精錬等を行う金鉱企業の株式に投資する方法もあります。金価格と金鉱株は同じ方向で動く傾向が見られます。

金鉱企業の一部では企業買収、合併、不採算部門の売却等の事業再構築が行われています。また、生産性の向上や労働慣行の見直し等のリストラも行われており、株主利益を重視した企業への変革が起こり始めています。このような流れにより、金価格の変動に左右されにくい財務体質や強固な経営力を持つ企業も台頭しており、企業の潜在的な成長が復活しつつあると考えられ、これに伴う株価上昇が期待される企業の発掘が重視されています。

2. 金価格の変動による収益機会をダイナミックに追求

◆金価格と金鉱株は同じ方向に動く傾向が見られます。

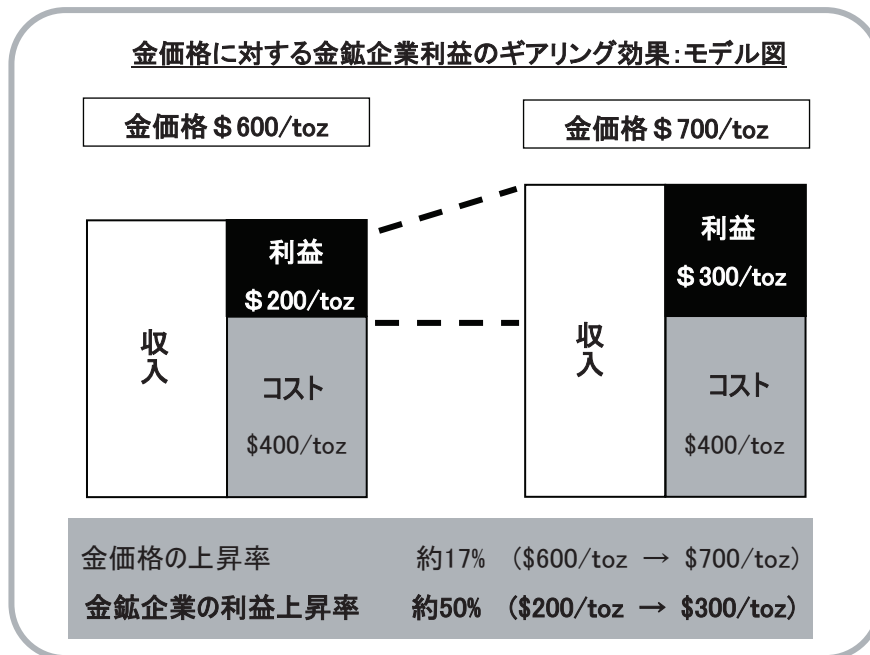
一般的に、金の採掘・精練等を行う金鉱企業の収益は、金価格が上がれば増加し、下がれば減少する傾向があります。したがって金鉱株の株価も金価格の変動の影響を受けて変動し、同じ方向に動く傾向があります。



◆金鉱株の方が金価格より大きく変動する傾向が見られます(＝ギアリング効果*)。

金価格は、宝飾品、加工品の素材としての需要と、金鉱会社による鉱山生産、スクラップによる供給の影響を主に受けます。それ以外にも、国等の公的機関の売買や、産金会社の先物を使った売買等の影響も受けます。

金鉱株の価値は、その企業が所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等の要因により決定付けられます。金鉱会社の収益構造を示す下記モデル図の通り、産金コストを一定とした場合、金価格の値上がりはそのまま金鉱企業の利益となり、結果として金鉱株は金価格よりさらにダイナミックな値動きをする傾向にあるのです。



したがって金鉱株投資を通じて、金価格の変動をよりダイナミックに追求することができます。こうしたギアリング効果は、金価格の値上がりを反映して金鉱株が値上がりする場合だけでなく、金価格の値下がりも反映して金鉱株が値下がりする場合にも働きます。また、金鉱企業が金価格の変動を見込んで先物売りにより収益のブレを抑制するなどした場合には、金価格の変動に金鉱株の値動きが連動しないこともあり、かならずしも金価格と金鉱株のギアリング効果が得られる保証はありません。

* ギアリング効果:ギア(歯車)の歯数比から転じて、ギアの比率によって得るリターンの大きさが変化する倍数効果のこと。

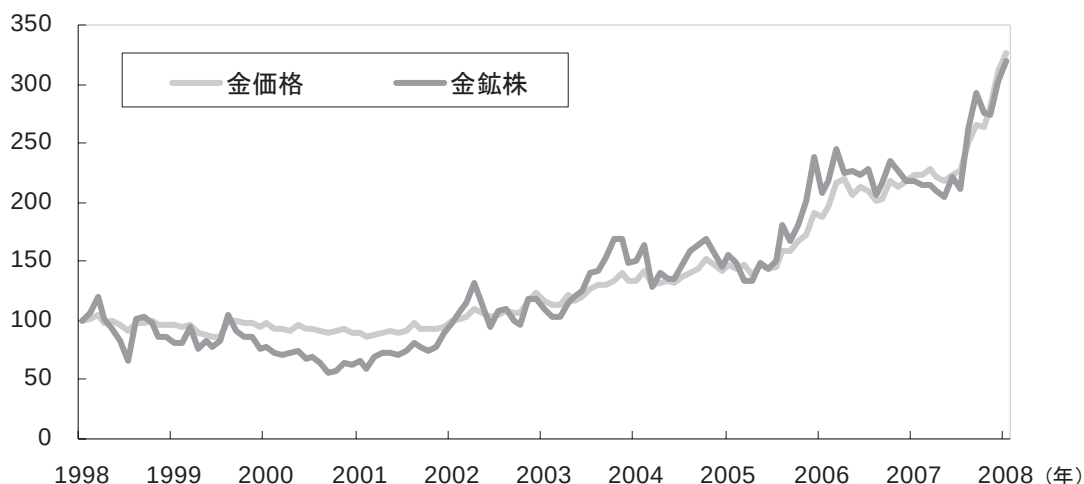
※ 上記は金1トロイオンス当りのモデル図です。(1トロイオンス=31.1035g)

※ 上記は、金価格と産金コスト(費用)の関係をご理解いただくために、あくまで一例として図に表したものです。

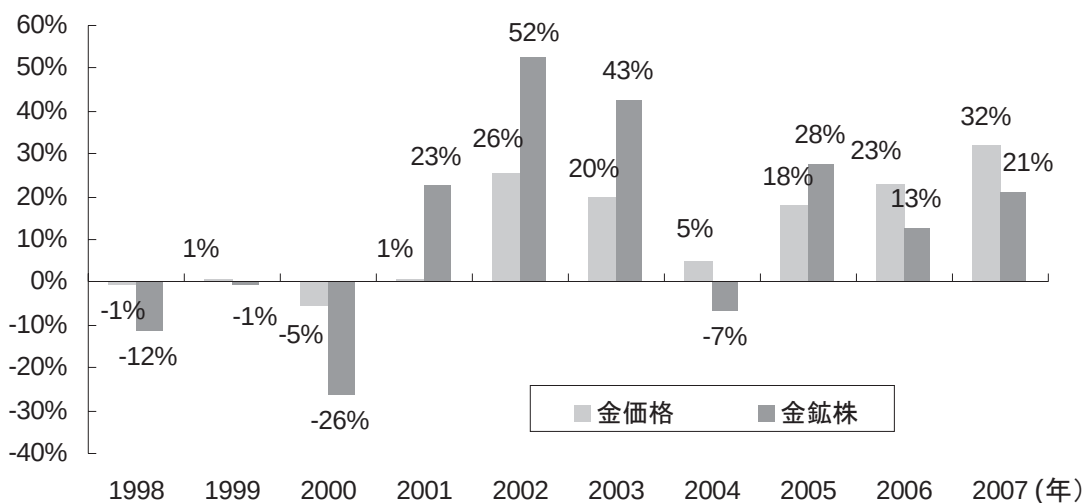
金価格と金鉱株の関係

金鉱株が金価格と同じ方向に、よりダイナミックな値動きをする傾向が過去のデータに表れています。

金価格と金鉱株の値動き(1998年2月～2008年2月)



金価格と金鉱株の1年間投資リターン(1998年～2007年)



金価格:ドル建て金価格(ロンドン価格)

金鉱株:FT 金鉱株指数(フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数)ドル建て

(出所:ブルームバーグ 2008年2月末現在)

※折れ線グラフは1998年2月末を100として指数化したものです。

※棒グラフは、1年間の騰落率(ドル建て)を表したものです。

※FT 金鉱株指数(フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数)とは、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドが独自に算出している世界の主な鉱山株を中心に構成する指数です。

※上記は、過去のデータに基づき、金価格と金鉱株の株価形成の相関関係を説明する目的で使用したものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

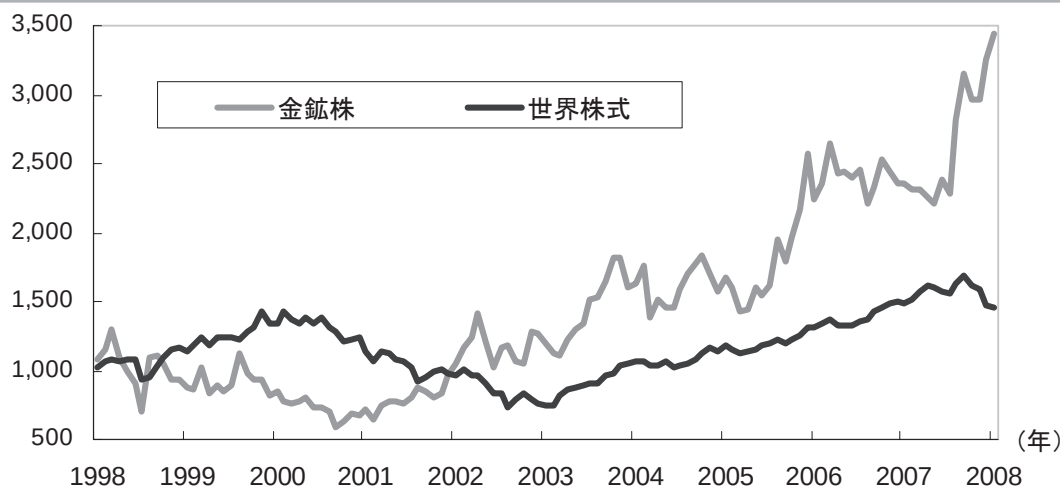
3. 分散投資対象としての金鉱株

金鉱株投資は、金鉱企業という特定の業種に投資するため、より幅広い業種の株式に投資した場合に比べて値動きが激しく、大きな価格変動リスクを伴います。

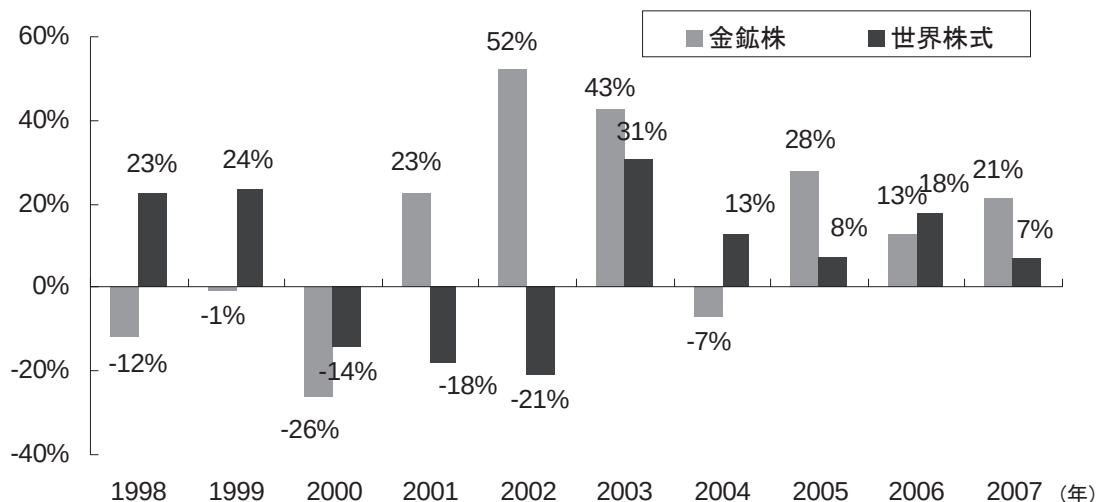
一方で、主に金価格の動きに左右されることから一般企業の株式と異なる値動きをする傾向があり、組み合わせれば分散投資効果が期待できます。

金鉱株と世界株式の関係

金鉱株と世界株式の値動き(1998年2月～2008年2月)



金鉱株と世界株式の1年間投資リターン(1998年～2007年)



金鉱株 : FT 金鉱株指数(フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数)ドル建て

世界株式 : MSCI ワールド・インデックス(ドル建て)

(出所:ブルームバーグ 2008年2月末現在)

※折れ線グラフは、FT 金鉱株指数と世界株式の代表的な指数である MSCI ワールド・インデックスの値動きを比較したものです。

※棒グラフは、1年間の騰落率(ドル建て)を表したものです。2つの株価指数が異なる値動きをする傾向がわかります。

※MSCI ワールド・インデックスは、世界主要国を対象とする株価指数であり、MSCI Inc.が開発・計算した株価指数です。同指数に対する著作権・知的財産その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

※上記は過去のデータに基づき金鉱株と世界株式の値動き・リターンの傾向を示すために用いたものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

2

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3

株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、弊社グループの英国拠点の法人「ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド」に委託します。

当ファンドの株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託し、その株式運用部門の天然資源チームによって運用されています。

1. 天然資源チームの概要

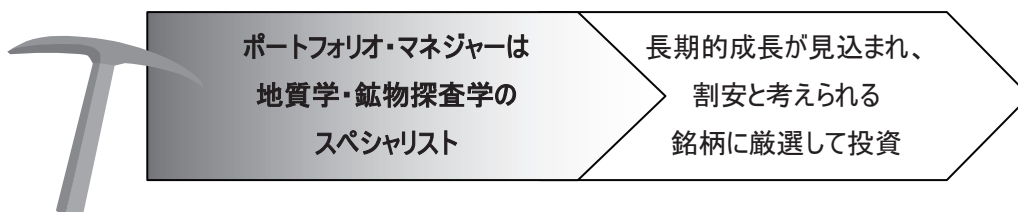
◆地質学・鉱物探査学等のスペシャリストによるチーム構成

当チームは地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成され、鉱業企業の株式に投資を行う運用チームです。

当チームでは、鉱山や鉱業企業をポートフォリオ・マネジャー自らが訪問する実地調査を行います。

また他の運用チームと情報交換することにより更に広範の投資対象をカバーします。

当チームは綿密なリサーチに基づき、長期的に成長が見込まれ、割安と考えられる銘柄に厳選して投資を行っています。

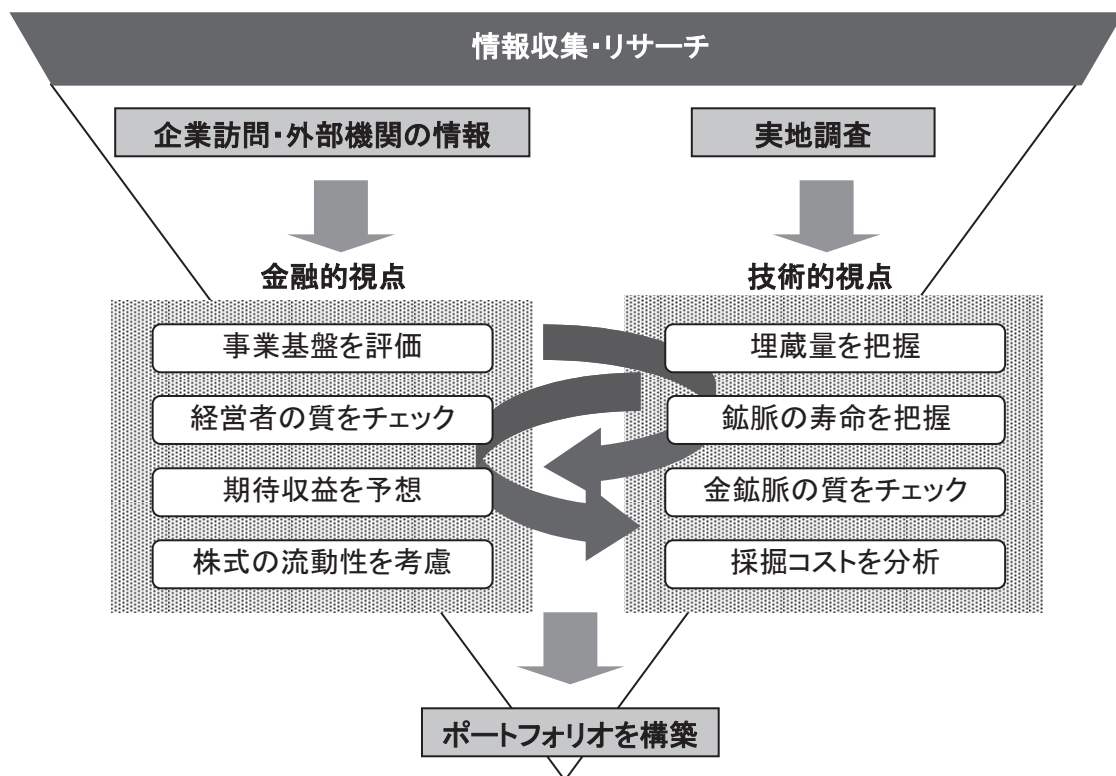


◆ 「金融的視点」と「技術的視点」からのリサーチ

天然資源チームが地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成されていることは、鉱業企業の株式に投資を行ううえで重要な意味を持ちます。

チームのメンバーは、世界中の鉱山を訪れ、その専門的な知識と経験を生かして情報収集にあたり、資産運用に関する高度な分析力をもって比較、検討、判断を行うことができます。

つまり、資産運用に関する「金融的視点」と鉱業についての「技術的視点」を併せ持ったリサーチを行うことが出来るのです。



天然資源チームが実地調査に赴いた金鉱山の風景
(パプアニューギニア)



天然資源チームの実地調査風景
(西オーストラリアの金鉱山にて)

◆ 世界的規模の研究

鉱業は、グローバルな産業であり、天然資源チームでは、鉱業企業の株式に投資を行うに当たっては、世界的規模で研究を行うことが重要であると考えます。

また、鉱業企業の株式は大きく株価が変動する傾向にあります。投資を行おうとする全ての企業を詳細に研究する事がリスクを管理する上で重要であると考えます。

そのため、当チームのメンバーは、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等世界の鉱業企業を訪問し、経営トップとの面談を行い、さらに鉱山へ出向き実地調査を行っています。

－技術的視点での調査例－



世界地図の中の足跡は、天然資源チームが実地調査に赴いた先の例を示しています。

◆ 迅速な研究結果の反映

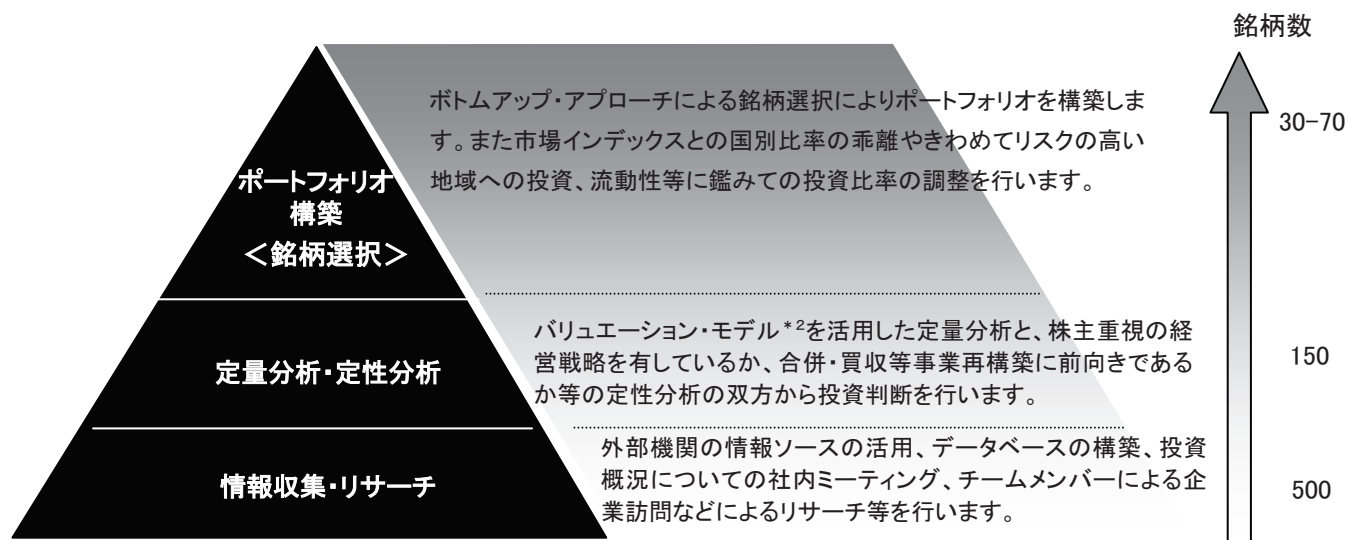
天然資源チームのメンバーは、世界中どこにいてもチームの拠点である英国・ロンドンへ研究の結果を報告し、ミーティングを行います。

全ての情報は共有され、チームで検討、投資判断を行い、迅速に実行します。

常に、世界中のあらゆる鉱山と鉱業企業に関するデータベースに基づいて、世界の鉱業企業を比較し、金属や市場の選択を行い、価値があると判断される投資先を見出し、分散投資を行っています。

2. チームの運用プロセス

天然資源チームのポートフォリオ・マネジャー自らが調査を行い、企業業績に基づいたボトムアップ・アプローチ^{*1}によるポートフォリオの構築を行います。調査対象銘柄から、以下のようなプロセスを経て実際に投資を行う銘柄を選択します。



* 1 ボトムアップ・アプローチ : 魅力ある個別銘柄を選び出し、それらを積み上げていくことによってポートフォリオを構築していく方法

* 2 バリュエーション・モデル : 株価の割安度／割高度等を計量的に測る評価モデルのこと

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 平成20年2月末現在。ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

1. 基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

◆金鉱株式およびその他鉱業株式への投資のリスク

当ファンドは、主として金鉱業およびその他鉱業の株式に投資します。したがって、金やその他鉱業の市場動向または組入株式の財務状況が運用成果に影響を与えることがあります。金鉱企業の株式においては、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があり、金価格の値動きが株価に大きく影響することがあります。

◆特定業種への投資リスク

当ファンドは、金鉱企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる場合があります。

◆為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てですが、投資対象のほとんどが円以外の様々な外貨建て資産です。外貨建て資産については原則として為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの動きに応じて基準価額は上昇または下落します。

◆中小型株式投資のリスク

当ファンドは、市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株式への投資は、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きな値上がりもしくは値下がりとなる可能性があります。

◆カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資し、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

◆オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドは、証券先物・オプションおよび指数先物・オプション、通貨先物・オプション、金利スワップ等様々な投資手法を用いることができます。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。

2. ファンド運営上のリスク

◆取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

◆信託の途中終了

当ファンドは、一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

◆法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

→詳細は「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 3投資リスク」をご覧ください。

費用と税金

お申込みから解約・償還までの間に負担いただく費用・税金は次の通りです。

直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	内容
申込時	申込手数料	取得申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 3.15%上限* (税抜3.00%)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金に対して 個人の場合 10% 法人の場合 7% 特別分配金に対して 非課税
解約請求時	解約手数料	ありません。
	信託財産留保額	ありません。
	所得税および地方税	解約請求受付日の翌営業日の基準価額の個別元本超過額に対して 個人の場合 10% 法人の場合 7%
償還時	所得税および地方税	償還価額の受益者毎の個別元本超過額に対して 個人の場合 10% 法人の場合 7%

* 3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

信託財産で間接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目と内容			
毎日	信託報酬		純資産総額に対して	年2.100% (税抜2.00%)
	配分	委託会社	純資産総額に対して	年1.050% (税抜1.00%)
		販売会社	純資産総額に対して	年0.945% (税抜0.90%)
		受託会社	純資産総額に対して	年0.105% (税抜0.10%)
毎日	以下のファンドにかかる諸費用(以下「諸費用」といいます)および諸費用に係る消費税等に相当する金額を、ファンドから支払うことができます。 1. 受益権の管理事務に関連する費用 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用 6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用 7. ファンドの監査人(ファンドの財務諸表の監査)、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用 委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。			
随時	・信託事務の処理に要する諸費用 ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用			

- 信託報酬および諸費用は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。
- 委託会社への報酬には、ブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドへの報酬(年0.50%)が含まれています。

税法が変更・改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

→詳細は「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

ご投資の手引き Q & A

Q

いつ、どこで申込みめますか？

A

販売会社において、いつでもお申込みいただけます。

申込期間*における、オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所（南アフリカ）が休場日に該当する日を除く、販売会社の各営業日の、午後3時（半日立会日は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

* 期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

Q

いくらから申込みめますか？

A

お申込みには2通りの申込方法があります。

＜一般コース＞ 1万口以上1万口単位

＜累積投資コース＞ 1万円以上1円単位

※ 累積投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込価額は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

また日本経済新聞にも掲載されています。ファンド名は「ゴールドF」と省略されております。



Q

申込時の手数料はいくらですか？

A

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%（税抜3.00%）を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社へお問い合わせください。

※ 申込手数料には、消費税等相当額が含まれています。

Q

信託期間はいつまでですか？

A

信託期間は無期限です。

ただし、当ファンドは一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）させる場合があります。

Q

収益の分配はありますか？

A

年1回（原則として毎年1月27日（休業日の場合は翌営業日））決算を行い、収益分配方針に基づき分配します。

分配の方法は、申込コースによって異なります。

＜一般コースの場合＞

分配金は原則として決算日から起算して5営業日以内に販売会社にてお支払いを開始いたします。

※ 手取額は普通分配金から所得税および地方税を差し引いた額となります。

＜累積投資コースの場合＞

分配金は税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて再投資されます。手数料はかかりません。

Q

途中で解約できますか？

A

いつでも解約いただけます。

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所が休場日に該当する日を除く、販売会社の各営業日の、午後3時(半日立会日は午前11時)までにお申込みが行われ、かつ当該申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

＜一般コース＞ 1万口以上 1万口単位

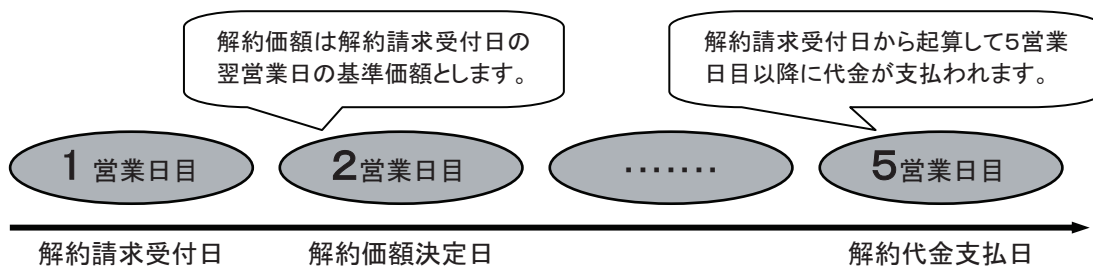
＜累積投資コース＞ 1口以上 1口単位

なお、販売会社によって上記と異なる解約単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

解約価額は解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約手数料はありません。

解約代金の支払いは原則として解約請求受付日から起算して5営業日目からとなります。



Q

運用の経過を知ることはできますか？

A

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社等からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

投資信託の基本用語集

投資信託説明書 (目論見書)	投資信託を募集・販売する際に、委託会社が作成する投資信託の商品内容が記載された説明書です。主な内容は、投資信託の申込・解約要項、投資信託の運用方針、費用等です。投資信託を購入するお客様には、金融商品取引法によって事前または同時にお渡しすることが義務づけられていますので、必ず投資信託説明書(目論見書)をご覧ください商品内容を確認してください。
運用報告書	投資信託の毎決算時および償還時に、委託会社が作成し、販売会社を通じてお届けする信託財産の運用状況が記載された報告書です。主な内容はファンドの運用実績、運用経過、今後の運用方針、組入れ資産の内容、売買状況等です。
投資信託約款 (約款)	投資信託の設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について、委託会社と受託会社が締結する信託契約のことです。約款はあらかじめ監督官庁に届出がされます。
基準価額	投資信託の価額のことで、投資信託を買い付けまたは解約する際等の基準となるものです。1口当りの価額は、純資産総額を受益権口数で除して算出します。便宜上、1万口当りの価額で表示する場合があります。基準価額は投資している株式や債券等の市場の値動きにより日々変動します。
純資産総額	投資信託の保有する資産を時価で評価し算出した資産総額から、負債総額を控除した金額のことをいいます。
投資信託振替制度	投資信託の受益証券をペーパーレス化して、受益権の発生や消滅、移転をコンピューターシステム上の口座(振替口座簿)の記録により行うものです。
投資信託財産	投資信託として設定された資産のことをいいます。株式や債券等に運用された信託財産は受託会社により保管・管理されます。
信託報酬	投資信託の運用と管理等に対する対価として、委託会社、販売会社、受託会社が受取る費用のことです。
収益分配金	投資信託の毎決算時、分配方針に基づき受益者に支払われる投資信託の収益のことです。収益分配金の金額は委託会社が毎決算時に決定します。
累積投資	投資信託の収益分配金を税引き後、無手数料で同一の投資信託へ再投資することをいいます。
参考指標	投資信託の値動きの傾向などを説明するため、参考として使用する指標です。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

ブラックロック・ゴールド・ファンド

(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型株式投資信託の受益権です。

当初元本は、1口当たり1円です。

当ファンドは、格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるブラックロック・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行(売出)価額の総額

3,000億円を上限とします。

(4) 発行(売出)価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額につきましては、販売会社ないしは下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス: <http://www.blackrock.co.jp>

(5) 申込手数料

- ① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(販売会社につきましては、「(8)申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。)

なお、申込手数料には消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が含まれています。(以下同じ。)

- ② 分配金の受取方法により、＜一般コース＞、＜累積投資コース＞の2つのコースがあります。
＜累積投資コース＞を選択した受益者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(6) 申込単位

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と、分配金が税引き後、無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込方法があります。

＜一般コース＞：1万口以上1万口単位

＜累積投資コース＞：1万円以上1円単位

＜累積投資コース＞を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込期間

平成20年4月29日から平成21年4月27日まで

※ 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00～17:00。半日営業日は9:00～正午。)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(9) 払込期日

取得申込者は、販売会社が定める日までに申込代金(取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数に乗じた金額に、申込手数料を加算した金額をいいます。)を販売会社に支払うものとします。

振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行われる日に委託会社の口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 払込取扱場所

上記「(8)申込取扱場所」で払い込みください。

(11) 振替機関に関する事項

振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12) その他

① 申込代金の利息

申込代金には利息をつけません。

② 日本以外の地域における発行

行いません。

③ 申込不可日

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が休場日に該当する場合には、お申込みは受付けません。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

- ① 「ブラックロック・ゴールド・ファンド」(以下「当ファンド」または「ファンド」という場合があります。)は、追加型株式投資信託で「国際株式型(一般型)*」に属し、長期的に信託財産の成長を目指します。

※ 「国際株式型(一般型)」とは、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「約款上の株式組入限度70%以上のファンドで、主として外国株式に投資するもの」として分類されるファンドです。

- ② 信託金の限度額は、1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ ファンドの特色

- a. 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。
- b. 外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- c. 株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を、弊社グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント (UK) リミテッドに委託します。

※ 当ファンドはベンチマーク*¹を設定していませんが、ファンドの投資対象の性格、傾向等を説明する目的で、フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数*²を参考指標として値動き、リターン等を引用することがあります。当該インデックスはドル建てで表示されますが、当ファンドのパフォーマンスは円建てです。よって、この指数に為替の影響を反映させた指数を引用することもあります。
また、当ファンドは当該インデックスに連動する値動きを目指すものではありません。

*1 ベンチマークとは、ファンドの運用を行うに当たって、運用成果を評価する際に基準とする指標です。

*2 フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数は、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドにより算出される指数です。同指数に対する著作権・知的財産その他一切の権利は、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドに帰属します。

<投資哲学>

「市場は非効率な面があるため、アクティブ運用により業界平均を上回る運用成果をあげることが可能である。」、「ファンダメンタル分析に基づく調査は、市場の非効率性を見出し、付加価値を付けることが可能である。」との投資哲学に基づき運用します。

なぜ金鉱株等に投資するのでしょうか？

委託会社では、金鉱株等への投資には3つの魅力があると考えています。

1. 金と金鉱株の魅力
2. 金価格の変動による収益機会をダイナミックに追求
3. 分散投資効果

1. 金と金鉱株の魅力

■人類と金の付き合い

人類と金との付き合いは、紀元前5000年前、古代エジプトの時代にまでさかのぼることができます。決して錆びることのないこの金属は、太古の昔から世界中の国々で最も貴重な物質として重宝され、今でも多くの人から宝飾・装飾品として使われています。また貨幣経済の発達と共に、貨幣としての役割を担っていた時期もありました。

金の供給源は主に鉱山からの採掘ですが、その産出量には限りがあります。そのため金は希少性が増し、常に普遍的な価値を保ち、宝飾品といった需要があります。

近年、金はその高い延性・導電性から工業加工品に使われる金属としての需要のみならず、投資としての金需要が高まりつつあります。

■金投資の特徴

現物の金は発行体を持たない、国にしばられない実物資産です。株式や債券等の他資産との連動性が低く、世界情勢が不安定になった場合でも値動きが異なります。

一方、金を保有する場合、その重量から持ち運びが不便で、保管料、鑑定料等の諸費用がかかる点や、株式・債券のような配当・利子につかず、価格上昇の値上がり益のみしか得られない点も特徴的です。

■金鉱株を通した収益機会

現物の金に直接投資する他に、金の採掘・精錬等を行う金鉱企業の株式に投資する方法もあります。金価格と金鉱株は同じ方向で動く傾向が見られます。

金鉱企業の一部では企業買収、合併、不採算部門の売却等の事業再構築が行われています。また、生産性の向上や労働慣行の見直し等のリストラも行われており、株主利益を重視した企業への変革が起り始めています。このような流れにより、金価格の変動に左右されにくい財務体質や強固な経営力を持つ企業も台頭しており、企業の潜在的な成長が復活しつつあると考えられ、これに伴う株価上昇が期待される企業の発掘が重視されています。

2. 金価格の変動による収益機会をダイナミックに追求

■金価格と金鉱株は同じ方向で動く傾向が見られます。

一般的に、金の採掘・精練等を行う金鉱企業の収益は、金価格が上がれば増加し、下がれば減少する傾向があります。したがって金鉱株の株価も金価格の変動の影響を受けて変動し、同じ方向に動く傾向があります。

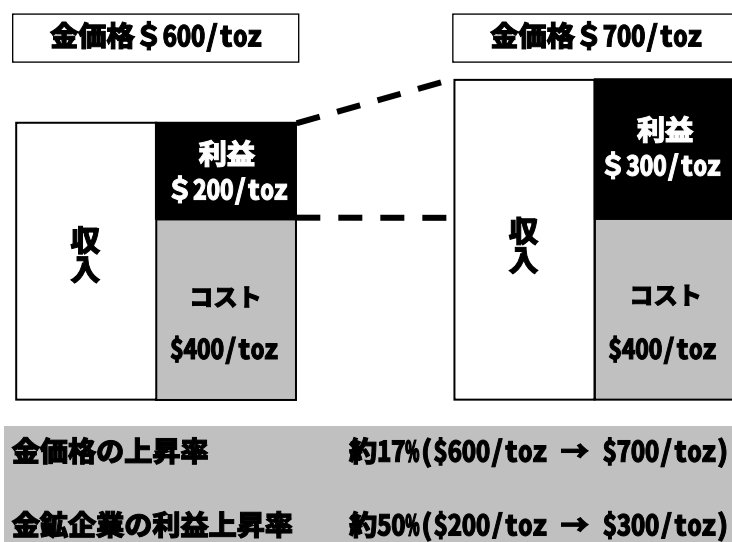


■金鉱株の方が金価格より大きく変動する傾向が見られます(=ギアリング効果*)。

金価格は、宝飾品、加工品の素材としての需要と、金鉱会社による鉱山生産、スクラップによる供給の影響を主に受けます。それ以外にも、国等の公的機関の売買や、産金会社の先物を使った売買等の影響も受けます。

金鉱株の価値は、その企業が所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等の要因により決定付けられます。金鉱会社の収益構造を示す下記モデル図の通り、産金コストを一定とした場合、金価格の値上がりはそのまま金鉱企業の利益となり、結果として金鉱株は金価格よりさらにダイナミックな値動きをする傾向にあるのです。

金価格に対する金鉱企業利益のギアリング効果：モデル図



したがって金鉱株投資を通じて、金価格の変動をよりダイナミックに追求することができます。こうしたギアリング効果は、金価格の値上がりを反映して金鉱株が値上がりする場合だけでなく、金価格の値下がりも反映して金鉱株が値下がりする場合にも働きます。また、金鉱企業が金価格の変動を見込んで先物売りにより収益のブレを抑制するなどした場合には、金価格の変動に金鉱株の値動きが連動しないこともあり、かならずしも金価格と金鉱株のギアリング効果が得られる保証はありません。

＊ ギアリング効果：ギア(歯車)の歯数比から転じて、ギアの比率によって得るリターンの大きさが変化する倍数効果のこと。

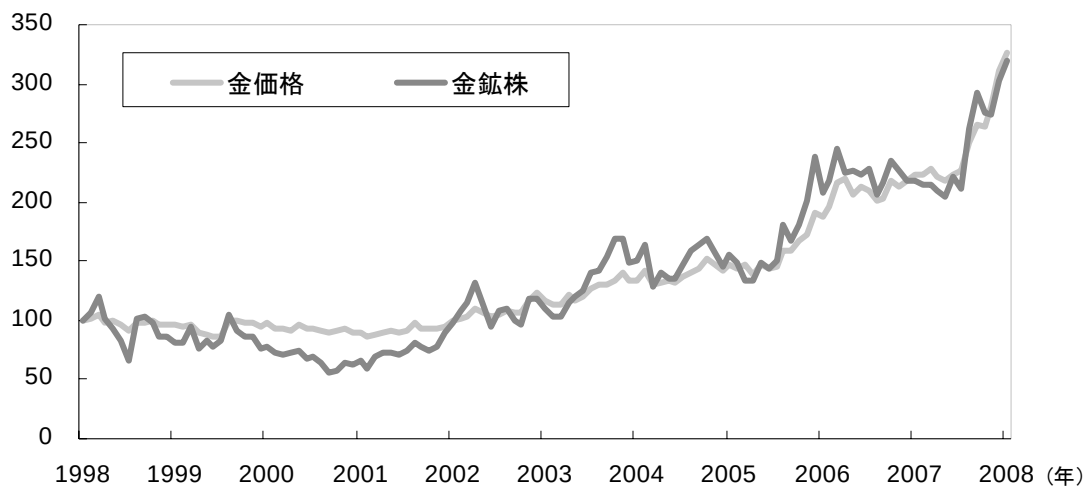
※ 上記は金1トロイオンス当りのモデル図です。(1トロイオンス=31.1035g)

※ 上記は金価格と産金コスト(費用)の関係をご理解いただくために、あくまで一例として図に表したものです。

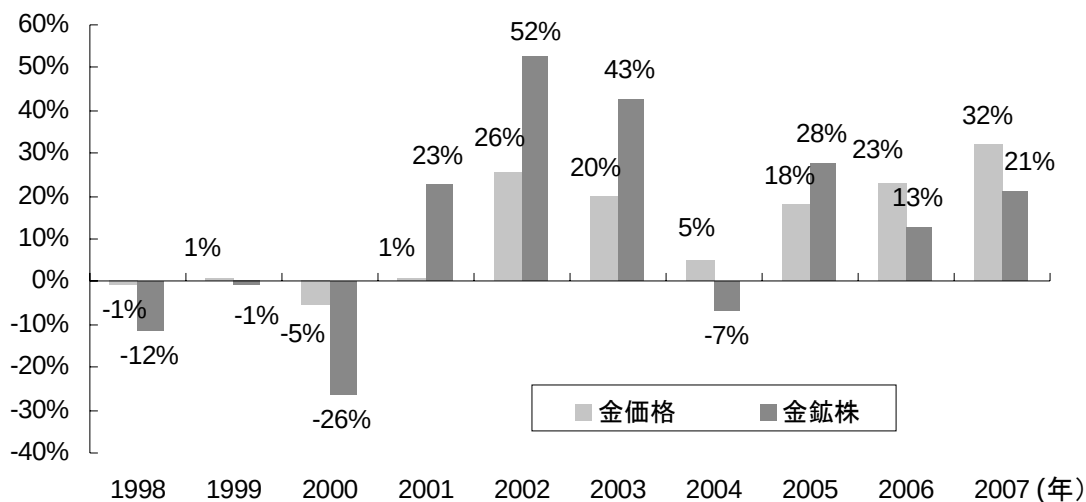
金価格と金鉱株の関係

金鉱株が金価格と同じ方向に、よりダイナミックな値動きをする傾向が過去のデータに表れています。

金価格と金鉱株の値動き（1998年2月～2008年2月）



金価格と金鉱株の1年間投資リターン（1998年～2007年）



金価格：ドル建て金価格（ロンドン価格）

金鉱株：F T金鉱株指数（フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数）ドル建て

（出所：ブルームバーグ 2008年2月末現在）

- ※ 折れ線グラフは1998年2月末を100として指数化したものです。
- ※ 棒グラフは、1年間の騰落率(ドル建て)を表したものです。
- ※ F T金鉱株指数(フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数)とは、フィナンシャル・タイムズ・リミテッドが独自に算出している世界の主な鉱山株を中心に構成する指数です。
- ※ 上記は、過去のデータに基づき、金価格と金鉱株の株価形成の相関関係を説明する目的で使用したものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

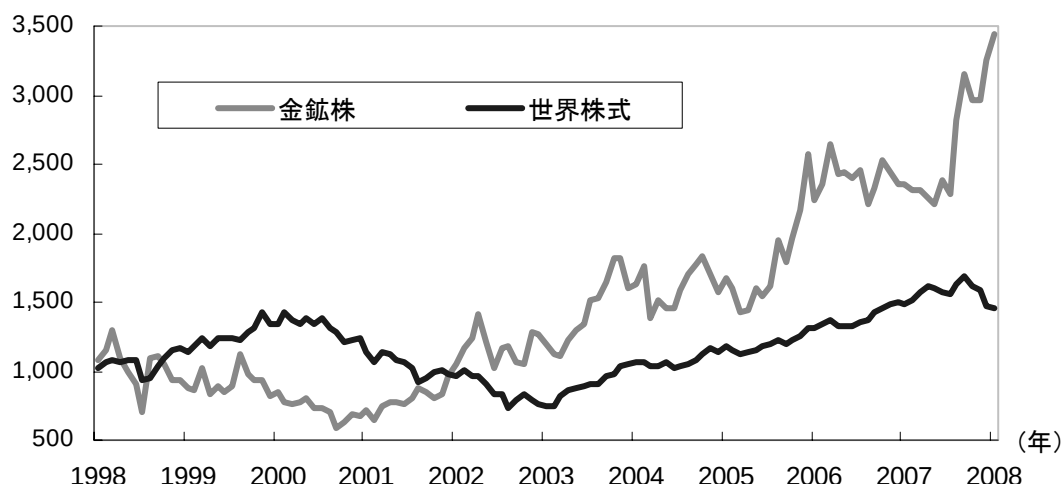
3. 分散投資対象としての金鉱株

金鉱株投資は、金鉱企業という特定の業種に投資するため、より幅広い業種の株式に投資した場合に比べて値動きが激しく、大きな価格変動リスクを伴います。

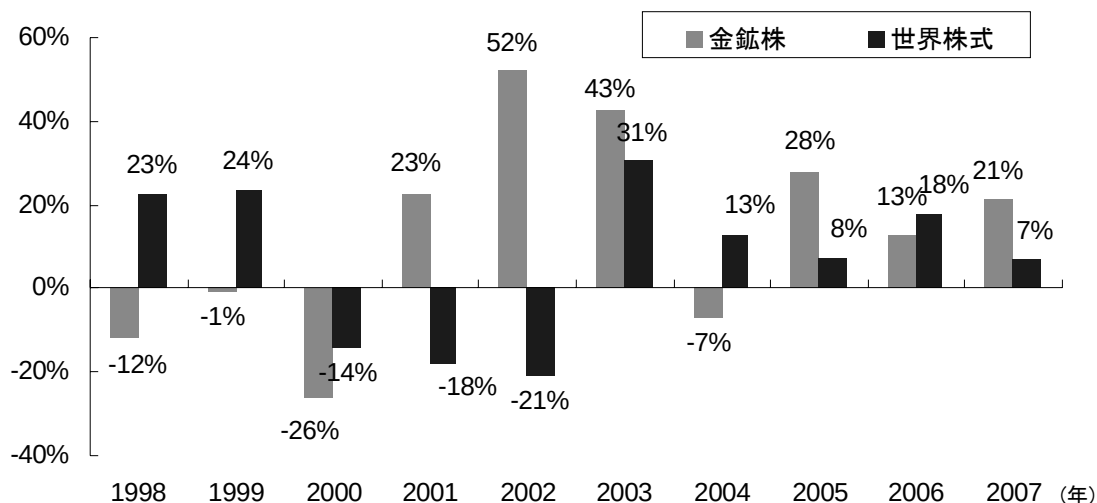
一方で、主に金価格の動きに左右されることから一般企業の株式と異なる値動きをする傾向があり、組み合わせて持てば分散投資効果が期待できます。

金鉱株と世界株式の関係

金鉱株と世界株式の値動き（1998年2月～2008年2月）



金鉱株と世界株式の1年間投資リターン（1998年～2007年）



金鉱株：F T金鉱株指数（フィナンシャル・タイムズ金鉱株指数）ドル建て

世界株式：M S C Iワールド・インデックス（ドル建て）

（出所：ブルームバーグ 2008年2月末現在）

- ※ 折れ線グラフは、F T金鉱株指数と世界株式の代表的な指数であるM S C Iワールド・インデックスの値動きを比較したものです。
- ※ 棒グラフは、1年間の騰落率（ドル建て）を表したものです。2つの株価指数が異なる値動きをする傾向がわかります。
- ※ M S C Iワールド・インデックスは、世界主要国を対象とする株価指数であり、M S C I Inc.が開発・計算した株価指数です。同指数に対する著作権・知的財産その他一切の権利は、M S C I Inc.に帰属します。
- ※ 上記は過去のデータに基づき金鉱株と世界株式の値動き・リターンの傾向を示すために用いたものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、経済情勢の変化等により上記のような関係は今後変化する可能性があります。

<運用体制>

当ファンドは株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限を弊社グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッドに委託しており、その株式運用部門の天然資源チームによって運用されています。

天然資源チームの概要

■地質学・鉱物探査学等のスペシャリストによるチーム構成

当チームは地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成され、鉱業企業の株式に投資を行う運用チームです。当チームでは、鉱山や鉱業企業をポートフォリオ・マネジャー自らが訪問する実地調査を行います。また、他の運用チームと情報交換することにより更に広範の投資対象をカバーします。

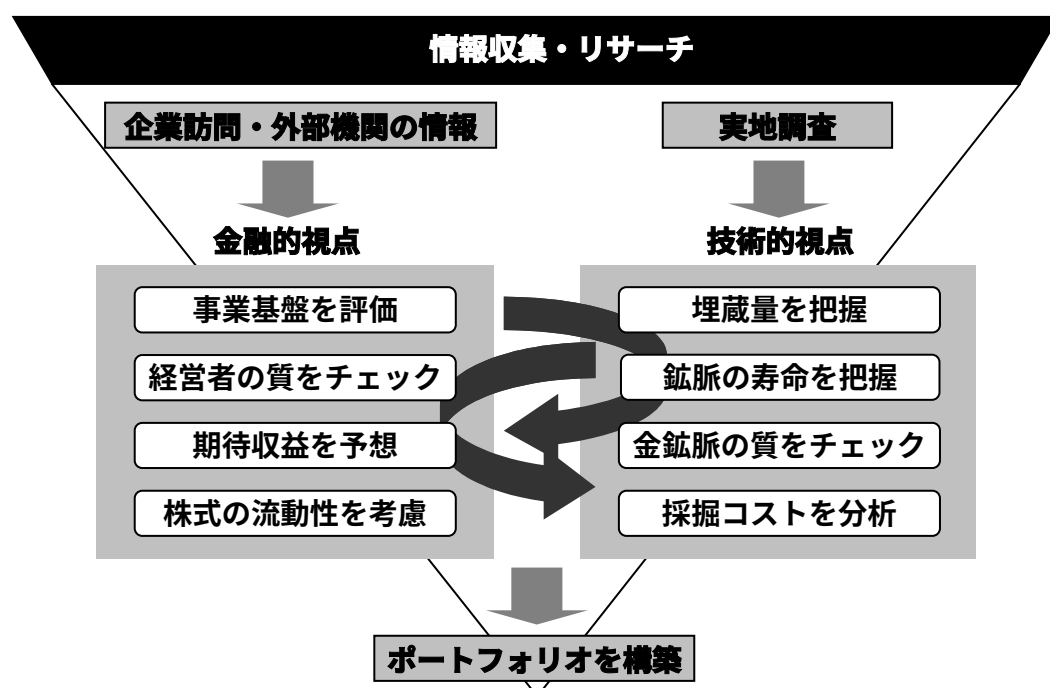
当チームは綿密なリサーチに基づき、長期的に成長が見込まれ、割安と考えられる銘柄に厳選して投資を行っています。

ポートフォリオ・マネジャーは
地質学・鉱物探査学の
スペシャリスト

長期的成長が見込まれ、
割安と考えられる
銘柄に厳選して投資

■「金融的視点」と「技術的視点」からのリサーチ

天然資源チームが地質学・鉱物探査学等のスペシャリストにより構成されていることは、鉱業企業の株式に投資を行ううえで重要な意味を持ちます。チームのメンバーは、世界中の鉱山を訪れ、その専門的な知識と経験を生かして情報収集にあたり、資産運用に関する高度な分析力をもって比較、検討、判断を行うことが出来ます。つまり、資産運用に関する「金融的視点」と鉱業についての「技術的視点」を併せ持ったリサーチを行うことが出来るのです。



■世界的規模のリサーチ

鉱業はグローバルな産業であり、天然資源チームでは、鉱業企業の株式に投資を行うに当たっては、世界的規模でリサーチを行うことが重要であると考えます。

また、鉱業企業の株式は大きく株価が変動する傾向にあります。投資を行おうとする全ての企業を詳細にリサーチする事がリスクを管理する上で重要であると考えます。

そのため、当チームのメンバーは、南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等世界の鉱業企業を訪問し、経営トップとの面談を行い、さらに鉱山へ出向き実地調査を行っています。

－技術的視点での調査例－



世界地図の中の足跡は、天然資源チームが実地調査に赴いた先の例を示しています。

■迅速なリサーチ結果の反映

天然資源チームのメンバーは、世界中どこにいてもチームの拠点である英国・ロンドンへリサーチの結果を報告し、ミーティングを行います。

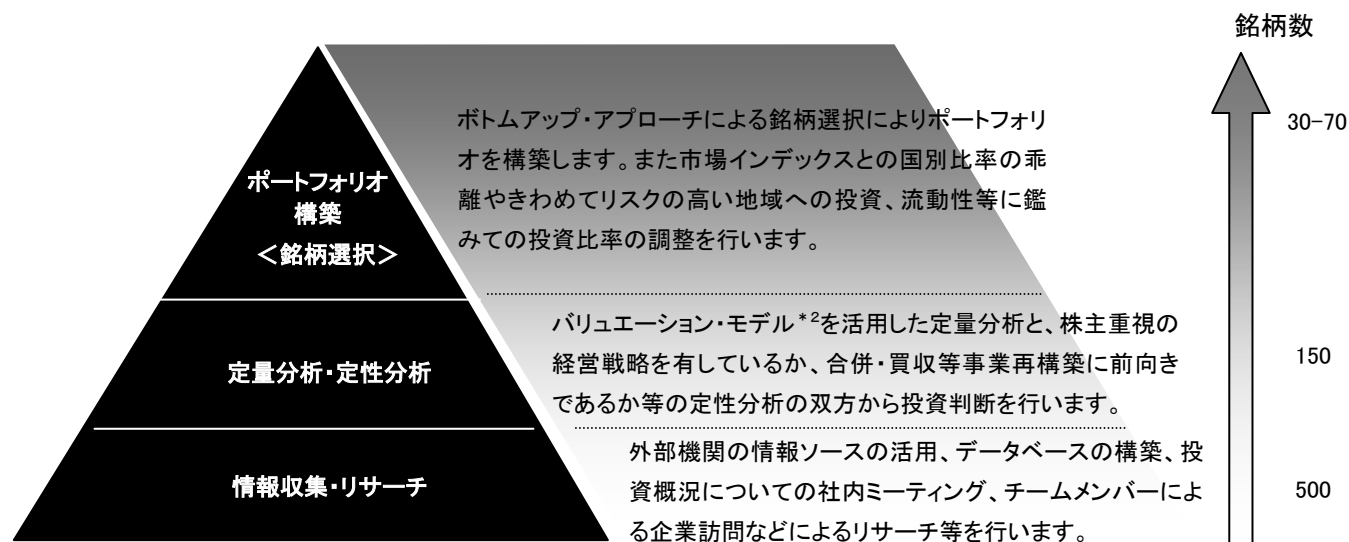
全ての情報は共有され、チームで検討、投資判断を行い、迅速に実行します。

常に、世界中のあらゆる鉱山と鉱業企業に関するデータベースに基づいて、世界の鉱業企業を比較し、金属や市場の選択を行い、価値があると判断される投資先を見出し、分散投資を行っています。

運用プロセス

天然資源チームのポートフォリオ・マネジャー自らが調査を行い、企業業績等に基づいたボトムアップ・アプローチ^{*1}によるポートフォリオの構築を行います。

調査対象銘柄から、以下のようなプロセスを経て実際に投資を行う銘柄を選択します。



※1 ボトムアップ・アプローチ：魅力ある個別銘柄を選び出し、それらを積み上げていくことによってポートフォリオを構築していく方法

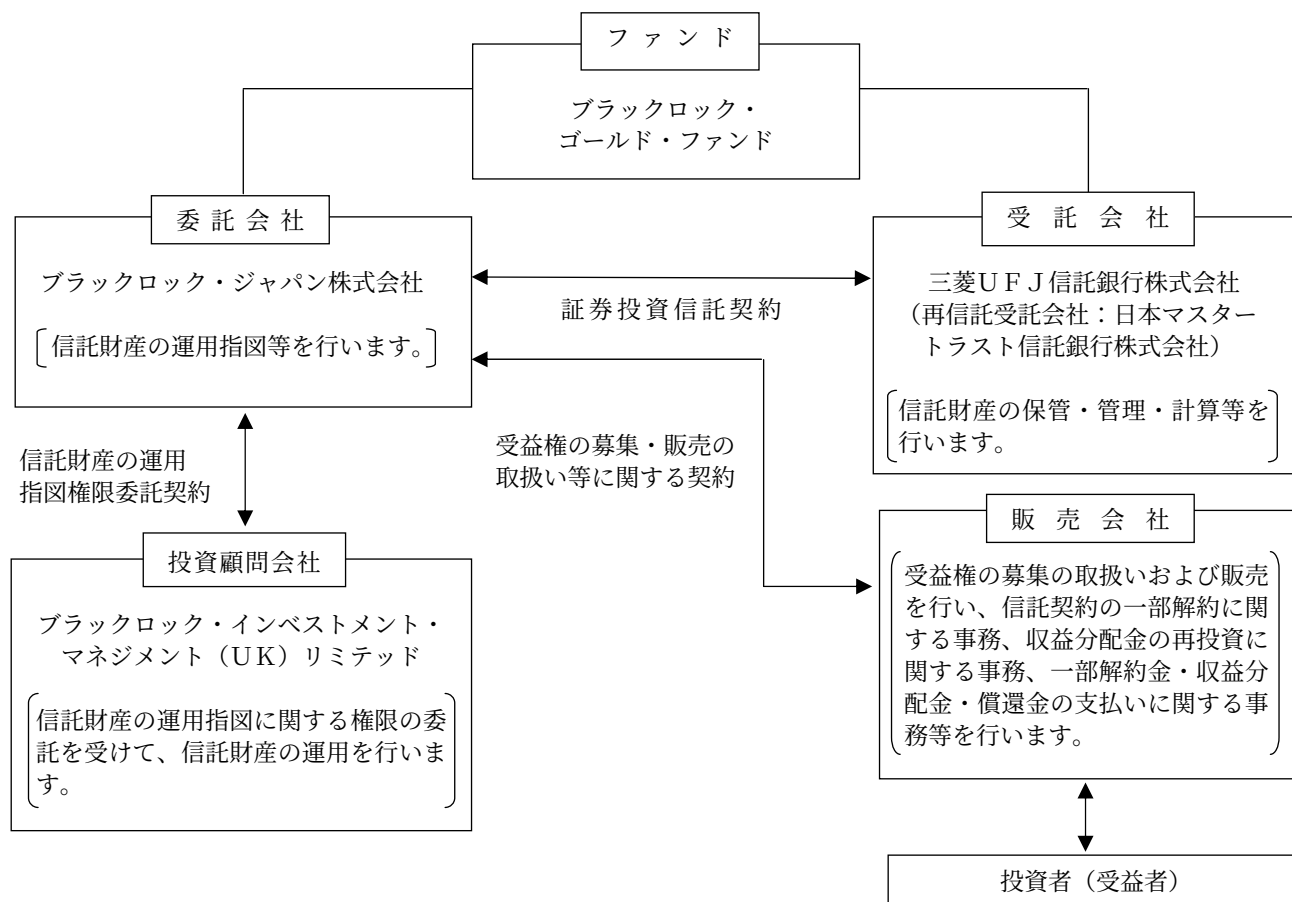
※2 バリュエーション・モデル：株価の割安度／割高度等を計量的に測る評価モデルのこと

※ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※ 平成20年2月末現在。ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み



<契約等の概要>

a. 「証券投資信託契約」

ファンドの設定・運営に関する事項、信託財産の運用・管理に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、受益者に関する事項等について規定しています。

b. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」

販売会社に委託する受益権の募集販売の取扱い、一部解約事務、受益者に対する収益分配金および一部解約金の支払、その他これらの業務に付随する業務等について規定しています。

c. 「信託財産の運用指図権限委託契約」

投資顧問会社への運用指図権限の委託ならびに運用の指図に係る業務内容等について規定しています。

＜委託会社の概況＞

a. 資本金の額 委託会社の資本金の額は29億8,911万円です。(平成20年2月末現在)

b. 委託会社の沿革

昭和60年1月 メリルリンチ投資顧問株式会社設立

昭和62年3月 投資顧問業者の登録

昭和62年 6 月 投資一任契約に係る業務の認可

平成9年12月 証券投資信託委託業の免許(平成10年 法改正により認可)取得

メリルリンチ投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成10年7月 マーキュリー投資顧問株式会社、マーキュリー投信株式会社と合併

新社名：メリルリンチ・マーキュリー投信投資顧問株式会社

平成12年12月 メリルリンチ・インベストメント・マネジャーズ株式会社に商号を変更

平成18年10月 ブラックロック・ジャパン株式会社と合併

新社名：ブラックロック・ジャパン株式会社

c. 大株主の状況

(平成20年2月末現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブラックロック・ジャパン・ホールディングス合同会社	東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー	62,505株	100%

2 投資方針

(1) 投資方針

- ① 南アフリカ・オーストラリア・カナダ・アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行います。各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄を厳選投資します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドに株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用の指図に関する権限を委託します。
- ④ 市況動向や資金動向によっては、前記のような対応ができない場合があります。

(2) 投資対象

① 当ファンドの投資対象

a. 投資対象とする資産の種類（約款第21条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りま。
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形(手形割引市場において売買される手形に限りま。

b. 投資対象とする有価証券（約款第22条第1項）

委託会社は信託金を主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きま。）に投資することを指図します。

- (a) 株券または新株引受権証書
- (b) 国債証券
- (c) 地方債証券
- (d) 特別の法律により法人の発行する債券
- (e) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きま。)
- (f) 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- (g) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

- (h) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- (i) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ)
- (j) コマーシャル・ペーパー
- (k) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権付証券
- (l) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- (m) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- (n) 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- (o) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- (p) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- (q) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- (r) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (s) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- (t) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- (u) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (v) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
 なお、(a)の証券または証書、(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(a)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(b)から(f)までの証券および(l)ならびに(q)の証券または証書のうち(b)から(f)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(m)の証券および(n)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

c. 投資対象とする金融商品（約款第22条第2項）

ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用を指図することができます。

- (a) 預金
- (b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- (c) コール・ローン
- (d) 手形割引市場において売買される手形
- (e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

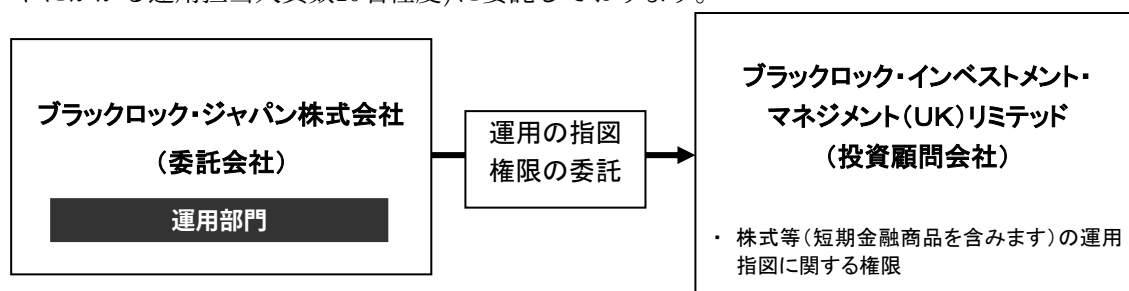
(3) 運用体制

ファンドの運用については委託会社の運用部門が統括しています。

ファンドの運用・管理の各業務の役割分担を社内規程により定めています。

社内には内部監査を担当する部門、ファンドのリスク状況等をモニターし関連部署にフィードバックする部門、或いは各種委員会開催により、本来目的としている運用が行われているか確認する組織、機能が確立しています。また、グループ企業に外部委託している場合においても、日次でポートフォリオ・モニタリングのデータを外部委託先より入手、またリスク管理を担当する部門が定期的に外部委託先の同部門と情報交換し、ファンドの運用状況を把握すると共に、必要な対応を図れる体制を構築しています。

当ファンドは、株式等(短期金融商品を含みます。)にかかる運用指図に関する権限を弊社グループの英国拠点であるブラックロック・インベストメント・マネジメント(UK)リミテッド(当ファンドにかかる運用担当人員数10名程度)に委託しております。



※ 平成20年2月末現在。ファンドの運用体制等は、変更となる場合があります。

ブラックロック・グループ

ブラックロック・グループは、運用資産残高約1.36兆ドル*(約155兆円)を持つ世界最大級の独立系資産運用グループであり、当社はその日本法人です。

当グループは、世界各国の機関投資家及び個人投資家のため、株式、債券、キャッシュ・マネジメント及びオルタナティブ商品といった様々な資産クラスの運用を行っております。また、機関投資家向けに、リスク管理、投資システム・アウトソーシング及びファイナンシャル・アドバイザー・サービスの提供を行っております。

* 2007年12月末現在。(円換算レートは1ドル=114.15円を使用)

(4) 分配方針

① 収益分配方針

年1回の毎決算時(1月27日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

a. 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益(評価損益も含みます。)等の全額とすることができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

c. 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費、諸費用(消費税に相当する金額および地方消費税に相当する金額(以下「消費税相当額」といいます。))を含みます。以下同じ。)、信託報酬(消費税等相当額を含みます。以下同じ。)を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加算した利益金額(「売買益」といいます。)は、諸経費、諸費用および信託報酬を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越すものとします。

③ 収益分配金の支払い

a. 支払時期と支払場所

(a) 一般コースの場合

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として5営業日以内)に、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者にお支払いを開始します。収益分配金は販売会社の営業所等において支払います。

(b) 累積投資コースの場合

累積投資契約に基づき、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売り付けを行います。当該取得申込により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

b. 時効

受益者が、a. (a)に規定する支払開始日から5年間支払い請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5) 投資制限

① 当ファンドの約款で定める投資制限

a. 投資する株式等の範囲(約款第25条)

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められているものとしします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとしします。

b. 投資する株式への投資比率の制限(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限①)

株式への投資割合には制限を設けません。

c. 新株引受権証券および新株予約権証券への投資比率(約款第22条第4項)

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

d. 同一銘柄の株式等への投資制限(約款第26条)

- (a) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

e. 同一銘柄の転換社債等への投資制限(約款第28条)

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

f. 外貨建資産への投資制限(運用の基本方針 2 運用方法 (3)投資制限⑦)

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

g. 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第35条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

h. 投資する投資信託証券への投資制限(約款第22条第4項)

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

i. 信用取引の運用指図(約款第27条)

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) (a)の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 信託財産の一部解約の事由により、(b)の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

j. 先物取引の運用指図(約款第29条)

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)

イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。))の時価総額の範囲内とします。

ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売

予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。))の時価総額の範囲内とします。

ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

イ. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。))の時価総額の範囲内とします。

ロ. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。))の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。))に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

k. スワップ取引の運用指図(約款第30条)

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(e) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたとき

は、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

l. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(約款第31条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

m. 有価証券の貸付けの指図(約款第32条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

n. 公社債の空売りの指図範囲(約款第33条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) (a)の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

o. 公社債の借入れ(約款第34条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることが

できます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) (a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

p. 外国為替予約の指図および範囲(約款第36条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

q. 資金の借入れ(約款第44条)

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

② 投信法等関係法令で定める投資制限

a. デリバティブ取引の制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、当該投資信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む）を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないものとする。

b. 同一の法人の発行する株式(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の(a)の数が(b)の数を超えることとなる場合には、当該株式を投資信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

(a) 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

(b) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3 投資リスク

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組入れられている有価証券の値動きの他、為替変動による影響を受けます。これらの信託財産に生じた損益はすべて受益者の皆様に帰属します。したがって、元金および元金からの収益の確保が保証されているものではなく、損失を被ることがあります。当ファンドにかかる主なリスクは以下の通りです。

① 基準価額の主な変動要因(当ファンドの投資内容がもたらすリスク)

a. 金鉱株式およびその他鉱業株式への投資のリスク

当ファンドは、主として金鉱業およびその他鉱業の株式に投資します。したがって、金やその他鉱業の市場動向または組入株式の財務状況が運用成果に影響を与えることがあります。金鉱企業の株式においては、金価格を反映して金価格よりもダイナミックに変動する特徴があり、金価格の値動きが株価に大きく影響することがあります。金鉱株の価値の決定要因は所有する金鉱山の埋蔵量、産金コスト、金価格等ですが、産金コストを一定とすると金価格の値動きが株価に与える影響が大きくなります。

b. 特定業種への投資のリスク

当ファンドは、金鉱企業という特定業種への集中投資を行うため、より広い業種に分散して投資する場合と比較して特定業種の動向の影響を大きく受け、結果として基準価額の値動きが大きくなる可能性があります。

c. 為替変動リスク

当ファンドの基準価額は円建てですが、投資対象のほとんどが円以外の様々な外貨建て資産です。外貨建て資産については原則として為替ヘッジは行いません。したがって、為替レートの変動に応じて基準価額は上昇または下落します。

d. カントリー・リスク

当ファンドは、世界各国の株式に投資します。また、エマージング諸国の発行体が発行する株式にも投資します。エマージング諸国の経済は、先進諸国に比べて不安定であり、その株式市場を取り巻く社会的・経済的環境はより不透明な場合が多く、エマージング諸国の政府は自国経済を規制または監督する上で大きな影響力を行使することがあります。したがって、主として先進国市場に投資する場合に比べて、投資先の国の政治・経済事情、通貨・資本規制等の要因により、より大幅に株価が変動することが考えられ、それに伴い当ファンドの基準価額が大幅に変動することがあります。

e. 中小型株式投資のリスク

当ファンドは、市場平均に比べ株式時価総額の小さな企業の株式にも投資することができます。これらの企業の株価は、大規模の企業に比べ収益の変動が大きくなる傾向があることに加え、株式市場における需給関係の変動の影響を受けやすいため、株式市場の全体の平均に比べて結果としてより大きく変動する可能性があります。

f. オプション、先物、その他投資手法のリスク

当ファンドは、証券先物・オプション、指数先物・オプション、通貨先物・オプションおよび金利スワップ等さまざまな投資手法を用いることができます。このような投資手法は運用の効率を高めるため、および証券価格、市場金利、為替の変動による影響から当ファンドを守るために用いられるものです。このような投資手法を用いた結果、コストとリスクが伴い、基準価額に影響を与える可能性があります。こうした投資手法は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

② ファンド運営上のリスク

a. 取得申込および解約申込の受付の中止・取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付および解約申込の受付を中止する場合があります。また、この場合、既に受付けた受益権の取得申込の受付および解約申込の受付についても取り消す場合があります。

b. 信託の途中終了

当ファンドは、一部解約により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、または受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等は、信託を終了させる場合があります。

c. 法令・税制・会計等の変更

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(2) 投資リスクの管理体制

① 運用チームによるリスク管理

委託会社が運用指図に関する権限を委託した投資顧問会社の運用チームにおいて、定期的にパフォーマンスやリスク等の確認を行っています。

② リスク・クオンツ分析部による運用及びリスクの分析

委託会社が運用の指図に関する権限を委託した投資顧問会社の「リスク・クオンツ分析部」が運用商品の運用分析およびリスク分析を行っております。さらに、分析結果についてレビューを行い、運用チームへ助言をしています。

また、分析結果を委託会社の「リスク・クオンツ分析部」へ報告しております。

③ リスク&パフォーマンス・レビュー委員会によるモニター

委託会社では、リスク&パフォーマンス・レビュー委員会を四半期ごとに開催しております。同委員会においては、ポートフォリオの分析を行い、ファンドの投資目的と運用状況との整合性等の確認を行います。

※ 平成20年2月末現在。投資リスクの管理体制は、変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

- ① 申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。(以下同じ。)

- ② 分配金の受取方法により、〈一般コース〉、〈累積投資コース〉の2つのコースがあります。〈累積投資コース〉を選択した受益者が分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2) 換金(解約)手数料

- ① 解約手数料

ありません。

- ② 信託財産留保額

ありません。

(3) 信託報酬等

- ① 信託報酬の総額

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年2.1%(税抜2.0%)の率を乗じて得た金額とし、委託会社、販売会社、受託会社の間の配分は次の通りとします。

	委託会社	販売会社	受託会社	合計
信託財産の純資産総額に対して	年1.050% (税抜1.00%)	年0.945% (税抜0.90%)	年0.105% (税抜0.10%)	年2.100% (税抜2.00%)

- ② 信託報酬の支払時期と支払方法等

信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

③ 投資顧問報酬

委託会社が運用の指図に関する権限を委託したブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッドが受ける報酬額は、委託会社が受ける報酬から委託会社の事業年度の毎四半期末に支弁するものとし、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.50%の率を乗じて得た金額とします。

(4) その他の手数料等

- ① 信託財産において一部解約金等の支払資金に不足が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 下記の諸費用(以下「諸費用」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定提出書類の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、年0.105%(税抜0.10%)を上限とする、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する率を毎日純資産総額に対して乗じて得た額、または上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で算出する額を、上記の諸費用の支払の合計額とみなして、ファンドから受領することができます。諸費用および諸費用に係る消費税等相当額は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支払われるものとします。

- ④ ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中より支弁します。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者(法人を含む。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

- ① 個別元本方式について
 - a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益者の元本(「個別元本」といいます。)にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

d. 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記「③収益分配金の課税について」を参照。)

② 一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

③ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本とします。

④ 個人、法人の課税の取扱いについて

a. 個人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額の課税について

平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間は、支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%、地方税3%)の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。金額に関わらず確定申告は不要です。確定申告を行うことにより総合課税を選択することもできます。この場合、当ファンドにおいては配当控除の適用はありません。

※ 平成21年4月1日以降は、前記の10%の税率は、20%(所得税15%、地方税5%)となります。

(b) 解約・償還時の損失と他の株式等の売買益(譲渡益)との損益通算について

解約・償還価額が取得価額を下回る場合、解約・償還損はみなし譲渡損として確定申告により他の株式等(上場株式投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)を含みます。)の売買益

との通算ができます。この場合、確定申告時において個別元本の金額に取得のために要した費用(購入時の手数料等)を加算することができます。

(c) 支払調書

一定の額以上の収益の分配については、支払調書が提出されます。

b. 法人の受益者に対する課税

(a) 収益分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額の課税について

平成16年1月1日から平成21年3月31日までの間は、内国法人(公共法人等を除く。)が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

益金不算入制度の適用はありません。

※ 平成21年4月1日以降は、前記の7%の税率は、15%(所得税のみ)となります。

(b) 支払調書

一定の額以上の収益の分配については、支払調書が提出されます。

※ なお、税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5 運用状況

「ブラックロック・ゴールド・ファンド」

(1) 投資状況 (平成20年2月末現在)

資産の種類		金額(円)	投資比率(%)
株式	カナダ	4,800,935,512	41.89
	オーストラリア	2,109,164,175	18.40
	イギリス	1,226,821,468	10.70
	南アフリカ	1,034,777,895	9.03
	ペルー	546,645,119	4.77
	アメリカ	512,133,206	4.47
	ロシア	387,450,350	3.38
	中国	354,844,453	3.10
	ガーンジィ	13,018,750	0.11
	小計	10,985,790,928	95.86
新株予約権証券	スイス	248,863,764	2.17
	カナダ	1,496,780	0.01
	イギリス	274,956	0.00
	小計	250,635,500	2.19
その他資産(負債控除後)		224,325,776	1.96
合計		11,460,752,204	100.00

(2) 投資資産 (平成20年2月末現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄	国／地域	種類	業種	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	BARRICK GOLD CORP	カナダ	株式	鉱業	120,000	5,451.45	654,173,655	5,587.92	670,550,088	5.85
2	LIHIR GOLD LIMITED	オーストラリア	株式	鉱業	1,550,000	374.85	581,024,705	395.72	613,366,000	5.35
3	NEWCREST MINING LTD	オーストラリア	株式	鉱業	165,500	3,446.96	570,472,251	3,610.95	597,611,398	5.21
4	CIA DE MINAS BUENAVENTURA ADR	ペルー	株式	鉱業	67,500	6,705.92	452,649,600	8,098.45	546,645,119	4.77
5	KINROSS GOLD CORP	カナダ	株式	鉱業	205,000	2,384.26	488,773,010	2,648.66	542,976,305	4.74
6	NEWMONT MINING CORP HLDG	アメリカ	株式	鉱業	92,500	5,647.85	522,426,505	5,536.58	512,133,206	4.47
7	RANDGOLD RESOURCES ADR	イギリス	株式	鉱業	85,000	5,071.09	431,042,497	5,520.86	469,272,947	4.09
8	ST BARBARA LTD	オーストラリア	株式	鉱業	4,950,000	76.04	376,408,561	90.03	445,630,185	3.89
9	GOLDCORP INC	カナダ	株式	鉱業	90,000	4,043.02	363,871,909	4,680.99	421,288,857	3.68
10	YAMANA GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	205,000	1,694.03	347,277,078	1,948.71	399,486,411	3.49
11	CENTERRA GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	240,000	1,568.19	376,365,528	1,597.13	383,311,440	3.34
12	SILVERCORP METALS INC	カナダ	株式	鉱業	350,000	971.14	339,899,490	1,091.19	381,917,970	3.33
13	ALAMOS GOLD INC	カナダ	株式	鉱業	450,000	750.67	337,799,595	832.87	374,789,835	3.27
14	MINEFINDERS CORP	カナダ	株式	鉱業	305,000	1,279.29	390,183,145	1,201.60	366,487,970	3.20
15	GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	南アフリカ	株式	非鉄金属	225,000	1,587.42	357,168,825	1,504.64	338,544,180	2.95
16	OREZONE RESOURCES INC	カナダ	株式	鉱業	1,770,000	155.36	274,986,967	189.73	335,815,551	2.93
17	ZIJIN MINING GROUP CO	中国	株式	鉱業	2,199,000	139.82	307,461,101	142.24	312,792,797	2.73
18	JOHNSON MATTHEY PLC	イギリス	株式	電 子 部 品 ・ 計 器	75,000	3,905.68	292,926,039	4,120.17	309,013,050	2.70
19	POLYUS GOLD-ADR	ロシア	株式	鉱業	52,500	5,344.54	280,588,528	5,815.29	305,302,725	2.66
20	OXIANA LTD	オーストラリア	株式	鉱業	600,000	307.67	184,603,380	384.84	230,902,620	2.01
21	IMPALA PLATINUM HLDGS	南アフリカ	株式	鉱業	50,000	3,403.94	170,197,200	4,268.70	213,435,000	1.86
22	HARMONY GOLD MNG-SPON ADR	南アフリカ	株式	非鉄金属	145,000	1,138.96	165,148,997	1,324.42	192,040,784	1.68
23	TEAL EXPLORATION & MINING IN	カナダ	株式	鉱業	386,200	525.23	202,844,212	482.36	186,285,501	1.63
24	UBS AGELN 2008/9/1 SHANDONG US (WT)	スイス	新株 予約 権証 券	—	57,500	3,213.60	184,782,150	3,077.70	176,967,919	1.54
25	AGNICO EAGLE MINES COM	カナダ	株式	鉱業	22,500	6,770.39	152,333,840	7,345.73	165,278,941	1.44
26	MVELAPHANDA RESOURCES LTD	南アフリカ	株式	鉱業	180,000	619.65	111,537,000	826.06	148,691,214	1.30
27	GREYSTAR RESOURCES LTD	カナダ	株式	鉱業	200,000	570.37	114,073,775	712.81	142,562,700	1.24
28	SINO GOLD MINING LIMITED	オーストラリア	株式	鉱業	180,000	789.46	142,103,052	732.08	131,774,760	1.15
29	ROCKWELL DIAMONDS INC	カナダ	株式	鉱業	2,000,000	60.53	121,063,224	57.88	115,765,200	1.01
30	SERABI MINING PLC	イギリス	株式	鉱業	2,340,000	42.55	99,557,643	39.58	92,610,180	0.81

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類		投資比率(%)
株式		95.86
	業種	
	鉱業	88.33
	非鉄金属	4.63
	電子部品・計器	2.70
	その他	0.20
新株予約権証券		2.19

(注) 投資比率は、純資産総額に対する評価金額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

平成20年2月末現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期(平成16年1月27日)	1,158,157,593	1,246,817,552	1.3020	1.4017
第2期(平成17年1月27日)	1,832,136,265	1,913,042,268	1.1271	1.1769
第3期(平成18年1月27日)	3,234,350,211	3,887,351,699	1.7320	2.0817
第4期(平成19年1月29日)	7,229,861,777	7,834,571,795	1.7897	1.9394
第5期(平成20年1月28日)	8,847,881,620	10,540,494,149	1.8275	2.1771
平成19年2月末現在	8,070,625,199	—	1.8300	—
平成19年3月末現在	8,382,327,508	—	1.7900	—
平成19年4月末現在	8,001,485,846	—	1.9028	—
平成19年5月末現在	7,482,687,745	—	1.8427	—
平成19年6月末現在	7,336,676,173	—	1.9033	—
平成19年7月末現在	7,252,795,751	—	1.9465	—
平成19年8月末現在	7,145,360,220	—	1.7255	—
平成19年9月末現在	9,281,961,596	—	2.1330	—
平成19年10月末現在	9,993,084,220	—	2.3651	—
平成19年11月末現在	9,834,561,376	—	2.0914	—
平成19年12月末現在	10,220,980,445	—	2.1310	—
平成20年1月末現在	10,315,923,344	—	1.8256	—
平成20年2月末現在	11,460,752,204	—	1.9588	—

② 分配の推移

	1口当たりの分配金(円)
第1期	0.1000
第2期	0.0500
第3期	0.3500
第4期	0.1500
第5期	0.3500

(注) 1口当たり分配金は外国税控除前の金額です。

③ 収益率の推移

	収益率(%)
第1期	40.2
第2期	△9.6
第3期	84.7
第4期	12.0
第5期	21.6

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。なお、第1期計算期間については、前期末基準価額を10,000円(1万口当たり)として計算しています。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

① 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る〈一般コース〉と分配金が税引き後無手数料で再投資される〈累積投資コース〉の2つの申込方法があります。分配金の受取方法は途中で変更することはできません。〈累積投資コース〉を選択する取得申込者は、当該販売会社との間で「累積投資約款*」にしたがって契約を締結します。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

② 申込期間

当ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

③ 受付時間

取得申込の受付は、申込期間中の午後3時(平日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。平日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

④ 申込不可日

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤ 申込単位

- ・＜一般コース＞：1万口以上1万口単位
- ・＜累積投資コース＞：1万円以上1円単位

＜累積投資コース＞を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑥ 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

⑦ 申込手数料

- a. 取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

- b. 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

⑧ 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

⑨ 取得申込代金の計算とお支払い

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社が定める日までに当ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。

＜一般コース＞を選択した取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数)に、申込手数料を加算した金額を申込代金としてお申込みの販売会社に支払うものとします。

＜累積投資コース＞を選択した取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。申込手数料は申込代金から差し引かれます。

(2) 換金（解約）手続等

① 一部解約の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に以下の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によって下記と異なる解約単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・＜一般コース＞：1万口以上1万口単位
- ・＜累積投資コース＞：1口以上1口単位

受益者が一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、一部解約の請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

② 解約請求不可日

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても解約請求は受けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

③ 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター：電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

④ 解約請求受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行請求には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

⑤ 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

⑥ 一部解約の実行の請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとします。

7 管理及び運営の概要

(1) 資産の評価

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ゴールドF」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス: <http://www.blackrock.co.jp>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 計算期間

計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a. 、b. の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. からf. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d. 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任し

ます。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。
- e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～e. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社い

ずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

- b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(6) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

<一般コース>

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)にお支払いを開始します。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

<累積投資コース>

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

② 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

③ 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

⑤ 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第2 財務ハイライト情報

以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

ファンドの「財務諸表」については、監査法人トーマツによる監査証明を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

ブラックロック・ゴールド・ファンド

1 貸借対照表

	第4期 (平成19年1月29日現在)	第5期 (平成20年1月28日現在)
項目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	27,957,881	374,500,292
コール・ローン	738,942,602	509,646,995
株式	7,237,140,692	8,534,333,155
新株予約権証券	61,789,400	284,781,151
派生商品評価勘定	84,760	—
未収入金	1,803,408	1,093,461,694
未収配当金	500,995	109,932
流動資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219
資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	2,464,319
未払金	116,466,185	—
未払収益分配金	604,710,018	1,692,612,529
未払解約金	45,259,447	156,011,867
未払受託者報酬	3,492,607	4,780,714
未払委託者報酬	66,360,379	90,834,359
その他未払費用	2,069,325	2,247,811
流動負債合計	838,357,961	1,948,951,599
負債合計	838,357,961	1,948,951,599
純資産の部		
元本等		
元本	4,039,744,374	4,841,479,613
剰余金		
期末剰余金	3,190,117,403	4,006,402,007
(分配準備積立金)	(38,615,442)	(—)
剰余金合計	3,190,117,403	4,006,402,007
純資産合計	7,229,861,777	8,847,881,620
負債・純資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219

2 損益及び剰余金計算書

	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
項目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	26,150,949	45,214,085
受取利息	1,057,405	2,076,595
有価証券売買等損益	648,356,038	2,270,924,402
為替差損益	206,508,378	△329,516,477
営業収益合計	882,072,770	1,988,698,605
営業費用		
受託者報酬	6,299,728	8,929,617
委託者報酬	119,696,689	169,664,334
その他費用	6,397,359	7,351,717
営業費用合計	132,393,776	185,945,668
営業利益金額	749,678,994	1,802,752,937
経常利益金額	749,678,994	1,802,752,937
当期純利益金額	749,678,994	1,802,752,937
一部解約に伴う当期純利益金額 分配額	236,659,879	852,619,870
期首剰余金	1,366,976,381	3,190,117,403
剰余金増加額	4,701,945,634	5,487,377,334
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(4,701,945,634)	(5,487,377,334)
剰余金減少額	2,787,113,709	3,928,613,268
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(2,787,113,709)	(3,928,613,268)
分配金	604,710,018	1,692,612,529
期末剰余金	3,190,117,403	4,006,402,007

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切り下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託業者が判断した場合には、委託業者は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な理由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって認める評価額により評価しております。	株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切り下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的な理由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって認める評価額により評価しております。

項目	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
2 デリバティブの評価基準 及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国 における計算日の対顧客先物売買相 場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘 定は、当該為替予約取引に係るもの であります。	為替予約取引 同左
3 外貨建資産・負債の本邦 通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については 原則として、わが国における計算日の 対顧客電信売買相場の仲値によって計 算しております。	同左
4 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日に予想配当金額を計上 し、差額の発生した場合には入金 時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約 取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日に予想配当金額を計上 し、入金金額との差額については 入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約 取引による為替差損益の計上基準 同左
5 その他財務諸表作成のため の基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資 信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60 条の規定に基づき、通貨の種類ご とに勘定を設けて、邦貨建資産等 と区分する方法を採用してしま す。従って、外貨の売買について は、同規則第61条の規定により処 理し、為替差損益を算定してしま す。 (2) 計算期間の取扱い 第4期計算期間は、第4期計算期 末が休業日であったため、平成18 年1月28日から平成19年1月29日 までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同左 (2) 計算期間の取扱い 第5期計算期間は、第4期計算期 末及び第5期計算期末が休業日で あったため、平成19年1月30日か ら平成20年1月28日までとなって おります。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益証券の名義書換え等

該当事項はありません。

2 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。

3 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンド受益証券の譲渡制限は設けておりません。

5 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② ①の申請のある場合には、①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ ①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

7 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

8 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

9 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

10 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

- 1 投資信託説明書（請求目論見書）「ファンドの詳細情報」に記載している事項の項目名は、以下の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

- 2 投資信託説明書（請求目論見書）「ファンドの詳細情報」に記載している事項のうち、金融商品取引法第15条第2項の規定によりあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書に記載しようとする事項はありません。

追加型証券投資信託 ブラックロック・ゴールド・ファンド

－ 運用の基本方針 －

約款第23条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標として積極的な運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ・ 南アフリカ、オーストラリア、カナダ、アメリカ等の金鉱企業の株式を中心にその他鉱業株式を主要投資対象として積極的な運用を行ないます。
- ・ 各企業の金埋蔵量、産金コスト等を推計・分析し、割安と考えられる銘柄に厳選投資します。
- ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ・ ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)に株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3. 分配方針

年1回の毎決算時（1月27日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買損益（評価損益も含みます。）等の全額とすることができます。
- ② 分配金額は委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。
- ③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託 ブラックロック・ゴールド・ファンド
約 款

[信託の種類、委託者および受託者]

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ブラックロック・ジャパン株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

[信託事務の委託]

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

- ② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

[信託の目的および金額]

第3条 委託者は、金300億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

[信託金の限度額]

第4条 委託者は、受託者と合意の上、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者は、その引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

[信託期間]

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から、第56条第1項、同条第2項、第57条第1項、第58条第1項および第60条第2項による信託契約終了の日までとします。

[受益権の取得申込みの勧誘の種類]

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

[当初の受益者]

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

[受益権の分割および再分割]

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については300億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

[追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法]

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第34条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証

券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、「預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ③ 第36条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

[信託日時異なる受益権の内容]

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

[受益権の帰属と受益証券の不発行]

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者または委託者の指定する金融商品取引法第33条の2に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

[受益権の設定に係る受託者の通知]

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

[受益権の売却単位および売却価額]

第13条 委託者の指定する販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、取得申込日がオース

トラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所の休場日に当たる場合は、受益権の取得申込の受付は行ないません。

- ② 前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ③ 受益権の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の売却価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は、基準価額（ただし、信託契約締結日前の取得申込の場合には、1口につき1円とします。）の3%を上限とします。この手数料は委託者の指定する販売会社により異なる場合があります。
- ⑤ 委託者の指定する販売会社との間に結ばれた累積投資約款にしたがって取得申込者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の価額は、取得申込日の基準価額とします。
- ⑥ 第1項の規定にかかわらず、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取り消すことができます。

第14条 （削除）

[受益権の譲渡に係る記載または記録]

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

[受益権の譲渡の対抗要件]

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第17条 （削除）

第18条 （削除）

第19条 （削除）

第20条 （削除）

[投資の対象とする資産の種類]

第21条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- 1. 有価証券

- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限りします。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形（手形割引市場において売買される手形に限りします。）

[運用の指図範囲等]

第22条 委託者（第24条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第25条から第34条まで、第36条および第42条から第45条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含む。以下同じ）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する有価証券で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社

債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

[受託者の自己または利害関係人等との取引]

第22条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第37条において同じ。）第37条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第21条および第22条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第27条、第29条から第34条、第36条および第42条から第44条における委託者の指図による取引についても同様とします。

[運用の基本方針]

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。

[運用の権限委託]

第24条 委託者は、次に関する権限を次の者に委託します。

委託する範囲： 株式等（短期金融商品を含みます。）にかかる運用の指図に関する権限
商 号： ブラックロック・インベストメント・マネジメント（UK）リミテッド
（BlackRock Investment Management (UK) Limited）

所在地： 33 King William Street, London, UK

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第50条に基づいて委託者が受ける報酬から委託者の事業年度の毎四半期末のとき支弁するものとし、その報酬額は第47条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10000分の50の率を乗じて得た額とします。
- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止またはその委託内容を変更することができます。

[投資する株式等の範囲]

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの、その他投資信託協会の規則により投資することが認められ

ているものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

[同一銘柄の株式等への投資制限]

第26条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[信用取引の指図範囲]

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[同一銘柄の転換社債等への投資制限]

第28条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

[先物取引等の運用指図・目的・範囲]

第29条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利

に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第22条第2項第1号から第6号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

[スワップ取引の運用指図・目的・範囲]

- 第30条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図]

- 第31条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

[有価証券の貸付けの指図および範囲]

- 第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の

時価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

[公社債の空売りの指図範囲]

- 第33条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができますものとします。
- ② 前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

[公社債の借入れ]

- 第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

[特別の場合の外貨建有価証券への投資制限]

- 第35条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

[外国為替予約の指図および範囲]

- 第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

[信託業務の委託等]

- 第37条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行

なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第24条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第38条 （削除）

[混蔵寄託]

第39条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

第40条 （削除）

[信託財産の登記等および記載等の留保等]

- 第41条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

[有価証券売却等の指図]

第42条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

[再投資の指図]

第43条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

[資金の借入れ]

- 第44条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

[損益の帰属]

第45条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

[受託者による資金の立替え]

第46条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

[信託の計算期間]

第47条 この信託の計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成15年2月25日から平成16年1月27日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

[信託財産に関する報告]

第48条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

[信託事務の諸費用]

第49条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項の諸経費に加え、以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 受益権の管理事務に関連する費用
 - 2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および届出に係る費用
 - 3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5. 運用報告書の作成、印刷、交付および提出に係る費用
 - 6. 公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払を信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から

受けることができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代りに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、上限を付して実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ④ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ⑤ 前2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、信託財産の毎計算期の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

[信託報酬等の総額]

第50条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第47条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の200の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の報酬額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

[収益の分配方式]

第51条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等に相当する金額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]

第52条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第54条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受

益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行なうものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

[収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責]

第53条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第52条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第52条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

[収益分配金および償還金の時効]

第54条 受益者が、収益分配金については第52条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第52条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

[信託の一部解約]

第55条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 前項の場合の一部解約の実行の請求日がオーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所の休場日に当たる場合は、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請

求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

[質権口記載又は記録の受益権の取り扱い]

第55条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

[信託契約の解約]

第56条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項および第2項の信託契約の解約をしません。
- ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 第4項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第4項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

[信託契約に関する監督官庁の命令]

第57条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第61条の規定にしたがいます。

[委託者の登録取消等に伴う取扱い]

第58条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第61条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

[委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い]

第59条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

[受託者の辞任および解任に伴う取扱い]

第60条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた

場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第61条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

[信託約款の変更]

第61条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

[反対者の買取請求権]

第62条 第56条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第56条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

[公告]

第63条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

[信託約款に関する疑義の取扱い]

第64条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第52条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第20条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第3条 第31条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における

現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第31条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成15年 2 月25日

委託者	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番12号 サピアタワー ブラックロック・ジャパン株式会社
受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社

ブラックロック・ゴールド・ファンド

追加型株式投資信託／国際株式型（一般型）／累積投資可能

投資信託説明書（請求目論見書） 2008.4

※本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. ブラックロック・ゴールド・ファンド（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 4 月 28 日に関東財務局長に提出しており、平成 20 年 4 月 29 日にその届出の効力が生じております。
2. 当ファンドの基準価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きの他、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。
3. 当ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また販売会社が登録金融機関の場合、投資者保護基金の対象にはなりません。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主に外国株式を投資対象としますので、組入株式の価格下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

発行者名	ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 有田 浩之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目 7 番 12 号 サピアタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）

目 次

	頁
ファンドの詳細情報	1
第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	3
第3 管理及び運営	5
1 資産管理等の概要	5
2 受益者の権利等	8
第4 ファンドの経理状況	10
1 財務諸表	13
2 ファンドの現況	25
第5 設定及び解約の実績	26

（注）本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があります、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

ファンドの詳細情報

第1 ファンドの沿革

平成15年2月25日	信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始
平成18年10月1日	ファンド名称の変更 「メリルリンチ・ゴールド・ファンド」から「ブラックロック・ゴールド・ファンド」へ変更
平成19年1月4日	投資信託振替制度への移行

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 申込方法

受益権の取得申込者は、販売会社と有価証券の取引に関する契約を締結します。販売会社は有価証券の取引にかかわる約款を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨の申込書を提出します。

分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る＜一般コース＞と分配金が税引き後無手数料で再投資される＜累積投資コース＞の2つの申込方法があります。分配金の受取方法は途中で変更することはできません。＜累積投資コース＞を選択する取得申込者は、当該販売会社との間で「累積投資約款*」にしたがって契約を締結します。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該契約を別の名称に読み替えるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(2) 申込期間

当ファンドの取得申込は、申込期間における販売会社の各営業日に、販売会社の本・支店、営業所等でお受けしています。なお、申込期間は、有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(3) 受付時間

取得申込みの受付は、申込期間中の午後3時(半日立会日は午前11時)までに受付けたものを当日のお申込みとします。受付時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

販売会社につきましては、下記にお問い合わせください。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス : <http://www.blackrock.co.jp>

(4) 申込不可日

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であってもお申込みは受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 申込単位

- ・＜一般コース＞ : 1万口以上1万口単位
- ・＜累積投資コース＞ : 1万円以上1円単位

＜累積投資コース＞を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1円単位とします。

なお、販売会社によって上記と異なる申込単位を別に定める場合があります。また、取扱いを行うコースは、各販売会社により異なります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込価額

受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、申込価額には申込手数料は含まれておりません。

(7) 申込手数料

① 取得申込受付日の翌営業日の基準価額の3.15%(税抜3.00%)を上限として、販売会社が独自に定めることができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、申込手数料には消費税等相当額が含まれています。

② 累積投資契約に基づく収益分配金の再投資は無手数料となります。

(8) 取得申込の受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込の受付を取り消すことがあります。

(9) 取得申込代金の計算とお支払い

ファンドの受益権の取得申込者は、お申込みの販売会社が定める日までに当ファンドの申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。

＜一般コース＞を選択した取得申込者は、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×取得申込の口数)に、申込手数料を加算した金額を申込代金としてお申込みの販売会社に支払うものとします。

＜累積投資コース＞を選択した取得申込者は、申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。申込手数料は申込代金から差し引かれます。

2 換金（解約）手続等

(1) 一部解約の申込と受付

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に以下の単位をもって一部解約の実行を請求することができます。なお、販売会社によって下記と異なる解約単位を別に定める場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

- ・＜一般コース＞：1万口以上1万口単位
- ・＜累積投資コース＞：1口以上1口単位

受益者が一部解約の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。一部解約の請求の受付は、午後3時(半日立会日は午前11時)までとなっております。ただし、受付時間は販売会社によって異なる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 解約請求不可日

オーストラリア証券取引所およびヨハネスブルグ証券取引所(南アフリカ)が休場日に該当する場合には、販売会社の営業日であっても解約請求は受け付けません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約の価額

一部解約の価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお手取額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

当ファンドの解約価額等につきましては販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

(4) 解約請求受付の制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の一部解約の実行請求には制限があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約代金の支払い

解約代金は原則として一部解約の実行請求受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(6) 一部解約の実行の請求の受付中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行請求の受付を取り消すことができます。一部解約の実行請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行請求を受付けたものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

当ファンドにおいて基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額(1万口当り)は委託会社の営業日に毎日算出されます。受益者は、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができます。

また、日々の基準価額(1万口当り)は翌日の日本経済新聞に掲載されております。ファンド名は「ゴールドF」と省略されて記載されております。

当ファンドの主たる投資対象の評価方法は以下の通りです。

外国株式：原則として、海外取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場で評価します。

ブラックロック・ジャパン株式会社

コールセンター : 電話番号 0120-977-648

(受付時間 営業日の9:00~17:00。半日営業日は9:00~正午。)

ホームページアドレス：<http://www.blackrock.co.jp>

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

この信託の期間は、無期限とします。

(4) 計算期間

計算期間は、毎年1月28日から翌年1月27日までとすることを原則とします。計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① ファンドの償還条件等

- a. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- c. a. およびb. の場合において、委託会社は、この事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. c. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. d. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、a.、b. の信託契約の解約を行いません。
- f. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- g. d. からf. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときはその命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

j. i. にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

k. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「②信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

b. 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

d. c. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更を行いません。

e. 委託会社は、この信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときはa. ～ e. の規定にしたがいます。

③ 運用報告書の作成

毎期決算後、委託会社が期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申し出いただいたご住所にお届けいたします。

④ 信託事務の委託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑤ 関係法人との契約の更改等に関する手続き

a. 「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は1年とし、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

b. 「信託財産の運用指図権限委託契約」の期間は1年とし、委託会社又は投資顧問会社から書面による契約終了の申出がない限り、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様です。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

＜一般コース＞

収益分配金は、原則として、当ファンドの毎計算期間終了日から起算して5営業日以内に毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)にお支払いを開始します。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

＜累積投資コース＞

「累積投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日以内)に償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)にお支払いを開始します。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行います。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。一部解約金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

(4) 反対者の買取請求権

信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5) 帳簿書類の閲覧又は謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)及び同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

ただし、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成19年8月9日内閣府令第61号)附則第3条の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、第4期計算期間(平成18年1月28日から平成19年1月29日まで)の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第5期計算期間(平成19年1月30日から平成20年1月28日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成19年3月20日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士

村山周平 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

中島紀子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・ファンド（旧ファンド名：メリルリンチ・ゴールド・ファンド）の平成18年1月28日から平成19年1月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・ファンド（旧ファンド名：メリルリンチ・ゴールド・ファンド）の平成19年1月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年3月11日

ブラックロック・ジャパン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員

業務執行社員

公認会計士

村山 周 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラックロック・ゴールド・ファンドの平成19年1月30日から平成20年1月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラックロック・ゴールド・ファンドの平成20年1月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ブラックロック・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

ブラックロック・ゴールド・ファンド

(1) 貸借対照表

	第4期 (平成19年1月29日現在)	第5期 (平成20年1月28日現在)
項目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	27,957,881	374,500,292
コール・ローン	738,942,602	509,646,995
株式	7,237,140,692	8,534,333,155
新株予約権証券	61,789,400	284,781,151
派生商品評価勘定	84,760	—
未収入金	1,803,408	1,093,461,694
未収配当金	500,995	109,932
流動資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219
資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	—	2,464,319
未払金	116,466,185	—
未払収益分配金	604,710,018	1,692,612,529
未払解約金	45,259,447	156,011,867
未払受託者報酬	3,492,607	4,780,714
未払委託者報酬	66,360,379	90,834,359
その他未払費用	2,069,325	2,247,811
流動負債合計	838,357,961	1,948,951,599
負債合計	838,357,961	1,948,951,599
純資産の部		
元本等		
元本	4,039,744,374	4,841,479,613
剰余金		
期末剰余金 (分配準備積立金)	3,190,117,403 (38,615,442)	4,006,402,007 (—)
剰余金合計	3,190,117,403	4,006,402,007
純資産合計	7,229,861,777	8,847,881,620
負債・純資産合計	8,068,219,738	10,796,833,219

(2) 損益及び剰余金計算書

	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
項目	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	26,150,949	45,214,085
受取利息	1,057,405	2,076,595
有価証券売買等損益	648,356,038	2,270,924,402
為替差損益	206,508,378	△329,516,477
営業収益合計	882,072,770	1,988,698,605
営業費用		
受託者報酬	6,299,728	8,929,617
委託者報酬	119,696,689	169,664,334
その他費用	6,397,359	7,351,717
営業費用合計	132,393,776	185,945,668
営業利益金額	749,678,994	1,802,752,937
経常利益金額	749,678,994	1,802,752,937
当期純利益金額	749,678,994	1,802,752,937
一部解約に伴う当期純利益金額 分配額	236,659,879	852,619,870
期首剰余金	1,366,976,381	3,190,117,403
剰余金増加額	4,701,945,634	5,487,377,334
(当期追加信託に伴う剰余金増加額)	(4,701,945,634)	(5,487,377,334)
剰余金減少額	2,787,113,709	3,928,613,268
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)	(2,787,113,709)	(3,928,613,268)
分配金	604,710,018	1,692,612,529
期末剰余金	3,190,117,403	4,006,402,007

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 証券取引所に上場されている有価証券 証券取引所に上場されている有価証券は、原則として証券取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 証券取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、金融機関の提示する価額又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切り下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託業者が判断した場合には、委託業者は忠実義務に基づき当該委託業者が合理的な理由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって認める評価額により評価しております。	株式及び新株予約権証券は移動平均法に基づき、原則として以下の通り時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として当該取引所における計算日において知りうる直近の最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 同左 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な理由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって時価と認めた価額で評価しております。 ただし、取引停止や気配値のみ切り下げる等の状態が一定期間経過した結果、時価がなくなった場合又は直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき当該委託会社が合理的な理由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的な理由をもって認める評価額により評価しております。

項目	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
2 デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買取相場の仲値で評価しております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該為替予約取引に係るものであります。	為替予約取引 同左
3 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買取相場の仲値によって計算しております。	同左
4 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、差額の発生した場合には入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日に予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益の計上基準 同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 (2) 計算期間の取扱い 第4期計算期間は、第4期計算期末が休業日であったため、平成18年1月28日から平成19年1月29日までとなっております。	(1) 外貨建資産等の会計処理 同左 (2) 計算期間の取扱い 第5期計算期間は、第4期計算期末及び第5期計算期末が休業日であったため、平成19年1月30日から平成20年1月28日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 (平成19年1月29日現在)	第5期 (平成20年1月28日現在)
1 当該計算期間の末日における受益権総数	4,039,744,374口	4,841,479,613口
2 1口当たり純資産額	1.7897円	1.8275円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
1 資産運用の権限を再委託する場合の当該委託費用	31,500,337円	42,524,208円
2 分配金の計算過程	第4期計算期末における、費用控除後の配当等収益(18,562,244円)、費用控除後の有価証券売買等損益(494,456,871円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(2,364,783,120円)、収益調整金(その他収益調整金)(786,718,841円)、分配準備積立金(130,306,345円)により、分配対象収益は3,794,827,421円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、605,961,656円(1万口当たり1,500円)を分配に充てる事と決定いたしました。 なお、当ファンドは外国所得税控除額が発生しており、ファンドからの支払は604,710,018円となっております。	第5期計算期末における、費用控除後の配当等収益(26,660,908円)、費用控除後の有価証券売買等損益(923,472,159円)、収益調整金(有価証券売買等損益相当額)(3,743,127,209円)、収益調整金(その他収益調整金)(992,784,244円)、分配準備積立金(12,970,016円)により、分配対象収益は5,699,014,536円となり、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案し、1,694,517,864円(1万口当たり3,500円)を分配に充てる事と決定いたしました。なお、当ファンドは外国所得税控除額が発生しており、ファンドからの支払は1,692,612,529円となっております。
3 剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	当期追加信託に伴う剰余金増加額及び当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。	同左

(税効果会計に関する注記)

第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
—	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
該当事項はありません。	同左

(その他の注記)

1 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

項目	第4期 (平成19年1月29日現在)	第5期 (平成20年1月28日現在)
期首元本額	1,867,373,830円	4,039,744,374円
期中追加設定元本額	5,717,139,287円	5,466,968,887円
期中一部解約元本額	3,544,768,743円	4,665,233,648円

2 有価証券関係

第4期(平成19年1月29日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	7,237,140,692	486,784,777
新株予約権証券	61,789,400	17,488,147
合計	7,298,930,092	504,272,924

第5期(平成20年1月28日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	8,534,333,155	1,489,413,881
新株予約権証券	284,781,151	102,190,707
合計	8,819,114,306	1,591,604,588

3 デリバティブ取引関係

① 取引の状況に関する事項

第4期 (自 平成18年1月28日 至 平成19年1月29日)	第5期 (自 平成19年1月30日 至 平成20年1月28日)
1 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1 取引の内容 同左
2 取引に対する取組方針と利用目的 当ファンドは、外貨建有価証券の売買の決済等に伴い必要となる外貨の売買の為に、その受渡日までの数日間の為替予約を利用しております。当ファンドは外貨建資産の為替変動リスクを低減する目的及び投機を目的とする為替予約は行わない方針であります。	2 取引に対する取組方針と利用目的 同左
3 取引に係るリスクの内容 為替予約取引等に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	3 取引に係るリスクの内容 同左
4 取引に係るリスクの管理体制 取引の管理については、取引限度額等を定めた投資信託約款に従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、取引の相手先については、定めたリスク管理の方針と手続きに従って担当部門が取引を行っており、リスク管理担当部門が管理しております。	4 取引に係るリスクの管理体制 同左
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	5 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左

② 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	第4期(平成19年1月29日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	25,433,866	—	25,421,330	12,536
	買建				
	カナダドル	12,214,035	—	12,271,194	57,159
	オーストラリアドル	9,126,626	—	9,141,691	15,065
合計		46,774,527	—	46,834,215	84,760

区分	種類	第5期(平成20年1月28日現在)			
		契約額等(円)	契約額等のうち 1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	574,850,128	—	575,555,362	△ 705,234
	カナダドル	739,550,000	—	741,300,000	△ 1,750,000
	香港ドル	16,773,477	—	16,782,562	△ 9,085
合計		1,331,173,605	—	1,333,637,924	△ 2,464,319

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 1 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ② 計算日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 2 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
米ドル					
NEWMONT MINING CORP HLDG	30,000	53.260	1,597,800.00		
ANGLOGOLD ASHANTI SPON ADR	23,500	43.010	1,010,735.00		
CIA DE MINAS BUENAVENTURA ADR	67,500	64.000	4,320,000.00		
BARRICK GOLD CORP	95,000	52.170	4,956,150.00		
RANDGOLD RESOURCES ADR	90,000	48.540	4,368,600.00		
GOLD FIELDS LTD-SPONS ADR	225,000	15.150	3,408,750.00		
HARMONY GOLD MNG-SPON ADR	145,000	10.870	1,576,150.00		
POLYUS GOLD-ADR	47,500	51.000	2,422,500.00		
POLYMETAL-REGS GDR	68,090	8.150	554,933.50		
OREZONE RESOURCES INC	480,000	1.410	676,800.00		
(邦貨換算)			(2,659,505,993)	31.2	
米ドル合計(10銘柄)	1,271,590		24,892,418.50		
カナダドル					
HARRY WINSTON DIAMOND CORP	7,000	24.900	174,300.00		
KINROSS GOLD CORP	175,000	22.280	3,899,000.00		
AGNICO EAGLE MINES COM	20,000	63.190	1,263,800.00		
GOLDCORP INC	70,000	38.120	2,668,400.00		
QGX TLD	165,000	2.750	453,750.00		
ALAMOS GOLD INC	375,000	6.920	2,595,000.00		
YAMANA GOLD INC	115,000	15.700	1,805,500.00		
CENTERRA GOLD INC	240,000	14.630	3,511,200.00		
TEAL EXPLORATION & MINING IN	386,200	4.900	1,892,380.00		
OREZONE RESOURCES INC	1,335,000	1.430	1,909,050.00		
MINEFINDERS CORP	260,000	11.970	3,112,200.00		
GREYSTAR RESOURCES LTD	111,480	5.000	557,400.00		
FIRST METALS INC	165,000	0.710	117,150.00		
SILVERCORP METALS INC	350,000	9.060	3,171,000.00		
ROCKWELL DIAMONDS INC	1,850,000	0.560	1,036,000.00		
ZOLOTI RESOURCES LTD	367,000	0.860	315,620.00		
RED BACK MINING INC	30,400	8.550	259,920.00		
(邦貨換算)			(3,044,317,686)	35.7	
カナダドル合計(17銘柄)	6,022,080		28,741,670.00		

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
オーストラリアドル					
NEWCREST MINING LTD	130,500	34.650	4,521,825.00		
LIHIR GOLD LIMITED	1,400,000	3.780	5,292,000.00		
OXIANA LTD	600,000	3.110	1,866,000.00		
SINO GOLD MINING LIMITED	180,000	7.980	1,436,400.00		
MINTAILS LTD	1,025,000	0.550	563,750.00		
ST BARBARA LTD	4,700,000	0.765	3,595,500.00		
APEX MINERALS NL	324,324	1.040	337,296.96		
(邦貨換算)			(1,657,185,714)	19.4	
オーストラリアドル合計(7銘柄)	8,359,824		17,612,771.96		
香港ドル					
ZIJIN MINING GROUP CO	2,199,000	10.380	22,825,620.00		
ZHAOJIN MINING INDUSTRY - H	92,500	34.950	3,232,875.00		
(邦貨換算)			(356,480,212)	4.2	
香港ドル合計(2銘柄)	2,291,500		26,058,495.00		
英国ポンド					
PETER HAMBRO MINING PLC	29,030	13.920	404,097.60		
MWANA AFRICAN PLC	805,700	0.390	314,223.00		
SERABI MINING PLC	1,492,000	0.207	308,844.00		
SHANTA GOLD LTD	500,000	0.145	72,500.00		
GEMFIELDS RESOURCES PLC	720,000	0.350	252,000.00		
RIDGE MINING PLC	270,000	1.110	299,700.00		
TARGET RESOURCES PLC	610,725	0.210	128,252.25		
HOCHSCHILD MINING PLC	45,000	3.770	169,650.00		
GEM DIAMONDS LTD	9,000	8.835	79,515.00		
CENTRAL RAND GOLD LTD	12,571	1.155	14,519.50		
(邦貨換算)			(432,239,968)	5.1	
英国ポンド合計(10銘柄)	4,494,026		2,043,301.35		

銘柄	株式数	評価額		組入 比率 (%)	備考
		単価	金額		
南アフリカランド					
HARMONY GOLD MINING CO LTD	43,000	76.000	3,268,000.00		
IMPALA PLATINUM HLDGS	50,000	247.200	12,360,000.00		
GOLD FIELDS LTD	19,000	107.880	2,049,720.00		
MVELAPHANDA RESOURCES LTD	180,000	45.000	8,100,000.00		
(邦貨換算)			(384,603,582)	4.5	
南アフリカランド合計(4銘柄)	292,000		25,777,720.00		
(邦貨換算合計)			(8,534,333,155)		
合計(50銘柄)	22,731,020		8,534,333,155	100.0	

(注) 組入比率は、組入株式時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	組入 比率 (%)	備考
	米ドル				
新株予約権証券	UBS AGELN 2008/9/1 SHANDONG US (WT)	57,500.00	1,763,525.00		
新株予約権証券	UBS AGELN 2008/9/1 ZHONGJIN US (WT)	48,000.00	883,680.00		
	(邦貨換算)		(282,827,382)	99.3	
	米ドル合計(2銘柄)	105,500.00	2,647,205.00		
	カナダドル				
新株予約権証券	FIRST METALS INC WARRANT	82,500.00	0.00		
新株予約権証券	PEAK GOLD(WT)	75,480.00	12,454.20		
	(邦貨換算)		(1,319,149)	0.5	
	カナダドル合計(2銘柄)	157,980.00	12,454.20		
	英国ポンド				
新株予約権証券	TARGET RESOURCES PLC WT	120,000.00	3,000.00		
	(邦貨換算)		(634,620)	0.2	
	英国ポンド合計(1銘柄)	120,000.00	3,000.00		
	(邦貨換算合計)		(284,781,151)		
	合計(5銘柄)		284,781,151	100.0	

(注) 組入比率は、組入新株予約権証券時価総額に対する通貨別の当該資産の時価合計額の比率です。

第2 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
当該事項はデリバティブ取引関係の注記事項として記載しております。

第3 不動産等明細表
該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表
該当事項はありません。

第5 借入金明細表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

ブラックロック・ゴールド・ファンド(平成20年2月末現在)

純資産額計算書

I 資産総額	11,737,562,197円
II 負債総額	276,809,993円
III 純資産総額(I - II)	11,460,752,204円
IV 発行済数量	5,850,910,161口
V 1 単位当たり純資産額(III/IV)	1.9588円

第5 設定及び解約の実績

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
第1期	2,297,873,833	1,408,341,289	889,532,544
第2期	1,505,953,598	769,963,163	1,625,522,979
第3期	3,198,471,797	2,956,620,946	1,867,373,830
第4期	5,717,139,287	3,544,768,743	4,039,744,374
第5期	5,466,968,887	4,665,233,648	4,841,479,613

